
第2回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和7年3月4日 (火曜日)

議事日程 (第2号)

令和7年3月4日 午前9時開会

- 日 程 第 1 提案理由の詳細説明
日 程 第 2 質 議
日 程 第 3 委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日 程 第 1 提案理由の詳細説明
日 程 第 2 質 議
日 程 第 3 委員会付託
-

出席議員 (10名)

1 番	早 樋 徹 雄	2 番	伊 藤 好 晴
3 番	熊 谷 兼 樹	4 番	内 藤 眞 一
5 番	高 橋 英 次	6 番	安 部 誠 也
7 番	景 山 登 美 男	8 番	安 部 丘
9 番	平 石 玲 児	10 番	戸 谷 ひ と み

欠席議員 (なし)

欠員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 藤 原 一 也 書 記 山 本 友 梨 子

説明のため出席した者の職氏名

町 長 塚 原 隆 昭 副 町 長 曾 田 卓 文
教 育 長 大 谷 哲 也 教 育 次 長 石 飛 幹 祐

総務課長 (基幹支所長兼務)	永井あけみ	防災危機管理室長	田村剛
まちづくり推進課長	藤原清伸	住民課長	野津史昭
保健福祉課長	安部農	福祉事務所長	門脇貴子
産業振興課長	深石尚志	産業振興課総括監	本間康浩
建設課長	森山篤	会計管理者	高木ゆかり
病院事務長	高橋克裕	代表監査委員	那須照男

欠席した職員の氏名

なし

午前9時00分開議

○議長（早樋 徹雄） みなさん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 提案理由の詳細説明

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、昨日に引き続き提案理由の詳細説明を行います。

最初に議案第24号、令和7年度飯南町一般会計予算を議題といたします。予算書の66ページ、款、教育費、項、教育総務費から説明を求めます。

石飛教育次長。

○教育次長（石飛 幹祐） 番外。

令和7年度飯南町一般会計予算、歳出、教育費から説明します。予算書は66ページ、概要書は42ページをご覧ください。

款、教育費、項、教育総務費、目、教育委員会費です。教育委員会経常管理費は、教育委員会会議の開催にかかる経費で、昨年度と同額です。

続いて、目、事務局費です。事務局経常管理費は、事務局と会計年度任用職員に関する経常的な経費です。昨年と比べ、パソコンリース料、会計年度任用職員の人件費の増額となっています。

不登校児童生徒支援事業は、不登校児童生徒の居場所学習支援体制の強化を図るため、令和6年度から取り組んでいるもので、不登校児童生徒の居場所と学習の場所である教育支援教室の運営にかかる費用です。利用者が増えたためサポートスタッフにかかる経費を増額して事業の拡大を図ります。

外国青年招致事業は、外国語指導助手を中学校区ごとに配置するための人件費と活動

費です。

飯南町教育研究会補助金は、教育研究会に対する補助金で、昨年と同額です。

概要書は43ページをお願いします。飯南町PTA連合会補助金は、PTA連合会への補助金で、昨年と同額です。

奨学基金管理事業は、奨学金貸与事務にかかる経費です。昨年とほぼ同額です。

各種大会運営事業は、中学校スキー大会、小中体連への補助金で、昨年と同額です。

学校運営補助金は、主として修学旅行や部活動にかかる経費を補助するもので、昨年とほぼ同額です。

派遣指導主事負担金は、島根県から派遣を受けている指導主事にかかる負担金です。金額は昨年とほぼ同額です。

学習支援館運営事業は、公営塾である学習支援館を運営する事業で、その運営経費となっております。予算額は昨年とほぼ同額です。

未来人材育成事業は、青少年を対象とした人材育成を図るための事業です。留学生との交流事業や子どもが文化芸術に触れる講演会の実施を予定しております。

コミュニティースクール推進事業は、学校・家庭、地域一体となった教育環境をつくるために、学校運営協議会を導入するための事業で、令和6年から町内全域に拡大しております。予算額は昨年とほぼ同額です。

教育環境基本計画策定事業は、令和6年度に作成した教育環境基本計画の素案を成案にすること、また、更に具体的な計画を策定するための再編実施計画検討委員会を行うための経費を計上しております。令和6年度は、耐震調査やスクールバスの検討業務があったことから、全体としては1,400万円余の減額となっております。

続きまして、目、教員住宅費です。予算書は67ページをお願いします。教員住宅経常管理費は、教員住宅の管理に関する経常的なものです。昨年とほぼ同額です。

教員住宅臨時管理費は、教員住宅の臨時的な管理に関するものです。昨年より年度ごとに杉戸住宅の屋根等の修繕を行っております。全体の予算額は昨年とほぼ同額です。

続いて項、小学校費、目、学校管理費です。小学校共通経常管理費は、校務技術員等の人件費、各種点検などを行う経費です。昨年と比べ280万円余りの増額となっておりますが、主なものとしては給与改定による会計年度任用職員の人件費の増額によるものです。

概要書は44ページをお願いします。小学校共通臨時管理費は、各学校の修繕にかかる費用で、主なものとしては、頓原小学校と赤名小学校のエアコン設置業務があります。昨年に比べおよそ900万円の減額になっています。

頓原小学校経常管理費です。こちらは学校の光熱水費等の経常的な経費です。次からの志々小学校経常管理費、赤名小学校、来島小学校、来島小学校通級指導教室、赤名小

学校経常管理費まで、同様の経常的な経費となっており、予算額は昨年度とほぼ同額となっております。

続いて、目、教育振興費です。予算書は68ページ、概要書は44ページをご覧ください。小学校教育振興共通経常管理費は、教材費やテストなどに関する経常的な経費です。令和7年度から島根県教育委員会の薦めるたつじんテストを実施する経費を計上しています。

小学校教育振興共通臨時管理費は、小学校の教育振興に関する臨時的な経費で、小学校のICT支援員の派遣、教職員に対するICT研修の実施、タブレットドリルに関する経費のほかに、令和7年度は現在小学校で使用しているタブレットを一括更新する経費を計上しており、昨年より700万円余の増額となっています。

概要書44ページから45ページとなりますが、各小学校の教育振興費について説明します。

頓原小学校教育振興経常管理費は、ふるさと教育推進事業、スキー教室にかかる経費が主なものとなっており、次の志々小学校、赤名小学校、来島小学校の教育振興経常管理費についても同様です。

次に、頓原小学校教育振興臨時管理費です。こちらは特別支援教育サポーター、小学校の学校司書に関する人件費となっており、こちらも志々小学校、赤名小学校、来島小学校の臨時管理費についても同様の内容となっております。昨年度に比べ各校とも予算増となっておりますが、いずれも会計年度任用職員の人件費の増によるものです。

学校医委託料は、学校歯科医等に対する報酬費用弁償で、昨年度とほぼ同額です。

要保護準要保護児童援助費は、準要保護児童の支援にかかる援助費を計上しています。

小学校スクールバス経常管理費は、町内小学校のスクールバス運行に必要な委託料の経費です。運転手賃金単価、燃料費の上昇により昨年より200万円余の増額としております。

続いて、項、中学校費、目、学校管理費です。予算書は69ページをお願いいたします。中学校共通経常管理費は、校務技術員の人件費、各種点検などの経費です。会計年度任用職員の人件費の増などにより、昨年度より120万円余の増額となっております。

中学校共通臨時管理費は、二つの中学校の修繕に係る経費で、主なものとしては、頓原中学校エアコン設置、赤来中学校の教室壁の塗装などです。昨年度と比べ総額では400万円余の減額となっております。

頓原中学校経常管理費は、頓原中学校の光熱水費など経常的な経費を計上しております。次の赤来中学校の経常管理費についても同様です。

次に、目、教育振興費です。予算書は70ページ、概要書は46ページをご覧ください。中学校教育振興共通経常管理費は、中学校配置のコーディネーター2名分の人件費と教

材費やテストに関する経費です。令和7年度から島根県教育委員会の薦めるたつじんテストを実施する経費を計上しています。

中学校教育振興共通臨時管理費は、タブレットドリル、職場体験、ふるさとシンポジウムにかかる経費を計上しております。令和7年度は現在中学校で使用しているタブレットを一括更新する経費を計上しており、総額では昨年より1,300万円余の増額としております。

次に、頓原中学校教育振興経常管理費は、ふるさと教育推進事業、スキー教室にかかる経費が主なものとなっており、赤来中学校の経常管理費についても同様となっております。

頓原中学校教育振興臨時管理費は、特別支援教育サポーターの人件費となっており、赤来中学校の臨時管理費についても同様です。会計年度任用職員の人件費の増により昨年より増額となっております。

学校医委託料は、学校歯科医等に対する報酬などで、昨年と同額です。

要保護準要保護生徒援助費は、準要保護生徒の就学にかかる援助費です。

スクールカウンセラー設置事業は、不登校など学校生活に関する相談に対し、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーによる相談業務を実施しており、これにかかる費用です。

中学校スクールバス整備費は、中学校のスクールバス1号車を更新する予算を計上しています。

概要書は47ページをお願いします。中学校スクールバス経常管理費は、中学校のスクールバス運行に必要な委託料等の経費です。運転手賃金単価と燃料費の上昇により昨年より100万円余の増額をしております。

続きまして、項、社会教育費、目、社会教育総務費です。予算書は71ページ、概要書は47ページをご覧ください。

社会教育総務経常管理費は、社会教育に関する共通事務費となっており、昨年とほぼ同額です。

社会教育委員活動費は、社会教育委員の報酬などで、昨年とほぼ同額です。

生涯学習推進事業は、生涯学習に関わるリーダー育成のための経費で、昨年と同額です。

ふるさと教育推進事業は、教職員や公民館を対象に、地域資源を活用したふるさと教育の推進に関する研修会を実施する経費で、昨年と同額です。

人権同和教育推進事業は、人権研修会開催にかかる講師委託料、飯南町人権同和推進協議会への補助金で、昨年とほぼ同額です。

二十歳のつどい事業は、二十歳を迎えた人を対象に8月15日に開催を予定するもので、

予算は昨年とほぼ同額です。

放課後子どもプラン推進事業は、小学校の放課後、また長期休業中における子どもの居場所づくりをする事業で、運営経費として主に指導員の賃金を計上しています。一部の教室に指導員を町内企業から派遣する取り組みを行うため、昨年より110万円余増額をしております。

社会教育主事派遣事業は、島根県から派遣を受けている社会教育主事にかかる負担金です。

各種負担金は、婦人会、文化協会などへの補助金です。

続きまして、目、公民館費です。飯南町公民館運営事業は、公民館による社会教育活動を推進するため、公民館協議会への補助金、公民館長への報酬等です。会計年度任用職員の人件費の増、公民館の活動補助金の増により、昨年より370万円余の増額としております。

○防災危機管理室長（田村 剛）

続いて、予算書72ページです。目、社会教育施設費。頓原複合施設経常管理費につきましては、交流センターとんぼらの施設管理事務費で、例年並みに計上しています。

○教育次長（石飛 幹祐）

概要書48ページをご覧ください。図書館経常管理費は、図書館の職員の報酬手当、図書の購入費など、図書館の運営にかかる経費です。会計年度任用職員の人件費増により、120万円余の増額としております。

高齢者コミュニティーセンター経常管理費は、コミュニティーセンター管理のための光熱水費など経常的な経費で、昨年とほぼ同額です。

続いて、目、文化財保護費です。文化財保護審議会委員報酬は、審議会委員の報酬、費用弁償で昨年度より審議会の回数を多く行うため増額しています。

文化財保護経常管理費は、文化財保護関係の事務費で、消耗品などの増により増額しています。

文化財保護臨時管理費は、塩谷上遺跡出土の古銭の調査研究を行うため調査費93万円を計上しています。

歴史民俗資料館経常管理費は、館の光熱水費で昨年度とほぼ同額です。

文化財保全整備活用事業は、自然環境保全地域、また瀬戸山城などの史跡の維持管理、歴史文化講演会の開催を行う経費で昨年度とほぼ同額です。

町指定文化財保存整備事業は、町指定の文化財の借地料などの管理費で、昨年と同額です。

次に、項、保健体育費、目、保健体育総務費です。予算書は73ページ、概要書は48ページをご覧ください。保健体育総務経常管理費は、研修会にかかる経費、スポーツ少年

団などへの補助金で、昨年とほぼ同額です。

学校健診事業は、学校において行う児童生徒と教職員の健診にかかる費用です。今年度は、聴力検査用の機器を更新するため若干増額としております。

学校健康会負担金は、児童生徒の共済加入負担金です。昨年とほぼ同額です。

スポーツ推進委員活動費は、スポーツ推進委員の報酬等の経費で、昨年と同額です。

スポーツ協会補助金は、飯南町スポーツ協会の補助金です。昨年度は備品購入をしたため、本年度は30万円を減額しております。

国民スポーツ大会推進事業は、2030年の国民スポーツ大会において飯南町がソフトボールの会場になることから、ソフトボール競技推進対策事業として、公式審判員の資格取得にかかる経費助成や、開催地視察にかかる経費を計上しております。新年度は、施設整備等にかかる調査業務の委託、野球場のWi-Fi環境の整備を行いたいため200万円余の増額をしております。

次に、目、体育施設費です。予算書は73ページから74ページ、概要書は49ページをご覧ください。頓原球場維持管理費は、光熱水費など維持管理費と施設修繕にかかる経費です。令和6年度には施設修繕があったため、新年度は70万円余の減額をしております。

赤名山村広場経常管理費は、同じく光熱水費や管理委託料などの維持管理費です。

頓原町民グラウンド経常管理費は、グラウンドの水道料で、昨年と同額です。

町民プール経常管理費は、頓原志々の町民プールの管理費で、昨年度とほぼ同額です。

小田地区体育館経常管理費、八神トレセン、谷地区体育館経常管理費は、小田地区、志々地区と谷地区それぞれにある体育館の光熱水費などの維持管理経費です。

最期に目、学校給食費です。学校給食経常管理費は、飯南町学校給食会運営にかかる補助金です。人件費の増により、180万円余の増額を計上しております。

学校給食臨時管理費は、給食用備品、調理設備の更新、給食の質を保ち保護者の負担を軽減するため、物価高騰補助金、新年度は給食車の更新を行いたく予算計上をしております。

教育費については以上です。

○総務課長（永井 あけみ）

続きまして概要説明資料50ページになります。款、項ともに公債費につきましては、新年度に償還する元金、利子で合計2,500万円余の減となる11億7,655万6,000円です。令和6年度から大型大規模事業の償還が始まっており増えてきておりますが、近年繰上げ償還等を行いまして減額となっています。

なお、近年継続して繰上げ償還を実施してきておりまして、その成果は表れて来ておりますが、当初予算においては頭出しとしておりまして、引き続き財源の確保に努め、継続的計画的な繰上げ償還に努めてまいりたいと考えております。

その下、款、項、目、ともに予備費。予備費については例年と同額を計上しております。

続きまして、75ページ、給与費明細書をご覧ください。まずはじめに1 特別職についてです。表の下にあります比較の欄をご覧くださいと思います。まず、議員の欄では、8月からの議員報酬改定を見込んで314万4,000円の増額。その下のその他の欄においては、195名のまず職員数増となっておりますが、参議院議員選挙、議会議員選挙の投票開票管理者及び立会人の増によりまして、これらの増によりまして、報酬としましても240万9,000円の増額となっております。

その他は、期末手当改訂による増額、それから令和6年度は町長の任期の関係から増額となっております退職手当負担金について減額をするものです。

続きまして、76ページをお願いします。2 一般職になります。

(1) 総括ですが、77ページ、アとイの合計になりますので、説明は77ページのほうをご覧ください。

まずはじめに、ア会計年度任用職員以外の職員、いわゆる一般職についてです。現時点における一般職員数で予算計上しておりまして、令和6年度退職の3名減の影響から85名で予算計上をしております。

令和6年度の大幅な給与改定によりまして、給料は534万5,000円の増額、職員手当は期末勤勉手当の改定によりまして、合わせて598万5,000円の増額となり、児童手当の制度改正により227万円の増となっております。

また、給与改定によりまして、時間外手当も増額となるため453万3,000円増額して計上していますが、一方で、一般職員については、退職手当負担金の負担率引下げ、それから特別負担金の廃止によりまして2,937万2,000円の退職手当の減額がありました。

これによりまして、給料や共済費も合わせると、人件費につきましては877万円余の減額となったところです。

次に、イの会計年度任用職員についてです。地域おこし協力隊につきまして、委託型への制度変更等によりまして6名減で計上しております。

しかしながら会計年度任用職員についても、令和6年度の報酬手当の増額改定等によりまして、報酬手当合計で1,389万2,000円の増額となっております。

次の78ページには職員及び職員手当の増減額の明細、それから79ページからは82ページまで、職員及び給料及び職員手当の状況を記載しておりますので、あわせてご確認ください。

続きまして、83ページをお願いします。83ページは、地方債の現在高見込額に関する調書となっておりますが、財政資料8ページとほぼ同様の内容となっておりますので、説明については省略させていただきます。

それから続いて84ページです。これまでの債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについて支出額に関する調書を記載しております。

事項2つ目の農業経営基盤強化資金、それから9番目から10番目、人材確保において成果が出ている医療及び福祉従事者確保対策助成金について、令和7年度分が増えておりますので、ご確認いただければと思います。

議案第28号、令和7年度一般会計についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第29号、令和7年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算及び、議案第30号、令和7年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計予算の2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。議案第29号について説明します。

令和7年度飯南町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億2,558万1千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月3日 提出。飯南町長。

次、2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算です。はじめに歳入です。各款ごとに定める金額を読み上げます。

款、国民健康保険料。7,019万6千円。

款、一部負担金。1千円。

款、使用料及び手数料。1万5千円。

款、国庫支出金。3万9千円。

款、療養給付費交付金はありません。

款、県支出金。5億626万6千円。

款、財産収入。10万円。

款、繰入金。4,886万円。

款、繰越金。1千円。

款、諸収入。10万3千円。

歳入合計。総額6億2,558万1千円です。

次、3ページをお願いします。歳出です。同じく各款ごとに定める金額を読み上げます。

款、総務費。1,621万5千円。

款、保険給付費。4億7,041万1千円。

款、国民健康保険事業費納付金。1億1,906万3千円。

款、保健事業費。1,057万1千円。

款、基金積立金。10万円。

款、公債費。1千円。

款、諸支出金。572万円。

款、予備費。350万円。

歳出合計。総額6億2,558万1千円です。

次、事項別明細書の5ページをお願いします。

1. 総括。歳入の説明は省略しまして、6ページの歳出をお願いします。歳出です。特定財源は、国県支出金4億8,488万5千円。その他特定財源1億4,069万6千円です。

次、7ページです。概要説明資料は1ページをお願いします。

2. 歳入。款、項、目、国民健康保険料。県に納める納付金を保険料として集める額で、保険料率を据え置き、収納率目標を97.5%で推計しています。現年度分は、被保険者の減などにより減額。過年度分は、前年度と同額。滞納繰越分は、目標収納率を30%に設定し前年度より増額です。

款、項、目、一部負担金は、前年度と同額。

款、使用料及び手数料、項、手数料、目、督促手数料は、前年度と同額です。

概要説明書は、2ページになります。

款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、マイナ保険料利用周知広報事業です。

款、項、目、療養給付費交付金は、廃目整理のため、ありません。

次8ページをお願いします。款、県支出金、項、県負担金、目、保険給付費等交付金は、島根県から市町村に入る交付金です。普通交付分は一般分の診療報酬、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費等で、医療費推移の試算により、前年度とほぼ同額。

特別交付分は、保険者努力に応じた補助金や、特別調整交付金の市町村分で、結核精神医療にかかるものや国保直診診療分です。令和6年度の飯南病院のレントゲン装置更新にかわりまして、令和7年度は飯南病院のカメラ超音波画像診断装置の更新にかかる経費による増額です。2号分の県繰入金は、健診の受診率向上事業などの保険事業分、特定健康診査等負担金は、健康診査等の国県の補助分です。全体としては前年度より増額です。

款、財産収入、項、財産運用収入、目、利子及び配当金は、基金利子で前年度と同額です。

概要説明書は3ページになります。

款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金で、前年度より減額です。内訳につきましては、保険基盤安定制度繰入金は保険料軽減相当額等の補填分で、前年度よりも減額。出産育児一時金繰入金は、前年度と同額。職員給与費等繰入金は前年度より増額です。その他繰入金は、総務事務費等で、前年度より減額です。財政健全化対策事業繰入金は、県単独医療費助成事業による医療費増加分の補填で増額です。未就学児均等割保険料繰入金は、令和6年度実績で計上しております。

次、9ページです。款、繰入金、項、基金繰入金、目、国民健康保険事業基金繰入金は、納付金増加分を補填するための基金繰入を計上しております。

款、項、繰越金、目、その他繰越金は、前年度と同額。

款、諸収入、項、延滞金加算金及び過料、目、延滞金、目、加算金は、それぞれ保険料徴収にかかるもので前年度と同額です。

款、諸収入、項、雑入、目、第三者納付金は、事故などで医療機関に受診した時の医療費保険者負担分で前年度と同額。

目、雑入は、前年度と同額です。

次、10ページをお願いします。概要説明書は4ページになります。

3. 歳出。款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費は、職員人件費と経常事務費で、前年度より増額です。

目、連合会負担金は、国保連合会及び情報公社の負担金で、国保連合会は前年度より減額。情報公社は増額です。

款、総務費、項、運営協議会費、目、運営協議会費は、国保運営に関し必要な意見の交換や、審議等の役割を持つ協議会の委員7名分の報酬2回分です。

次、11ページです。款、保険給付費、項、療養諸費、目、療養給付費は、被保険者の診療報酬で医療費の推移から前年度並みと試算し、前年度と同額。

目、療養費は、被保険者の柔道整復、補装具療養費の支給にかかるもので、療養費の推移により前年度と同額です。

目、審査手数料は、国保連に委託している審査支払手数料で、前年度と同額です。

款、保険給付費、項、目、高額療養費は、被保険者の医療費が一定以上の高額になった時に、保険者が負担する経費で医療費の動向により前年度と同額です。

目、高額介護合算療養費は、医療保険と介護保険の両方の給付を受けることで、自己負担が著しく高額になる場合の負担緩和措置で、推移を前年度並みと試算し、前年度と同額。

項、葬祭諸費、目、葬祭費は、被保険者が亡くなった時の葬祭費の支給で前年度と同額。

項、出産育児諸費、目、出産育児一時金は、被保険者が出産した時の支給で、前年度と同額です。

次、12ページをお願いします。項、出産育児諸費の計の下の、項、目、移送費は、医師の指示による入院治療や転院を要する場合の移送に要する費用で、前年度と同額です。

ここから概要説明書は5ページになります。

款、国民健康保険事業費納付金は、島根県に納める納付金で県から示された金額を計上しております。算定の推計として、被保険者数一人当たりの診療費、その他平均所得などが指標となっております。令和7年度は、一人当たりの診療費、受診率が下がったため納付金額が減少しております。

項、目、医療給付費分は、被保険者の医療費分で前年度より増額です。

項、目、後期高齢者支援金等分は、後期高齢者医療に要する支援分で前年度より減額です。

項、目、介護納付金分は、介護保険第2号被保険者の属する世帯に案分して賦課するもので前年度より減額です。

次、13ページをお願いします。款、保健事業費、項、目、特定健康診査等事業費は、国保被保険者の健診費用を一般会計へ繰り出すもので、前年度より増額です。

款、項、保健事業費、目、保健衛生普及費は、国保保健事業にかかる経費で、前年度とほぼ同額です。

款、項、基金積立金、目、国保事業基金積立金は、運用益相当として計上し、前年度と同額です。

次、14ページをお願いします。款、項、公債費、目、利子。一時借入金利子は前年度と同額。

概要説明書は6ページになります。款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、保険税還付金は、被保険者保険料の還付金で医療分と介護分、それぞれ前年度と同額です。

目、還付加算金は、被保険者の還付加算金医療分と介護分で前年度と同額です。

目、償還金は、前年度に交付された普通交付金の精算返還金で前年度と同額です。

項、目、操出金は、飯南病院への操出金です。レントゲン装置更新終了に伴う前年度より減額です。

款、項、目、予備費は、前年度と同額です。

次の15ページ以降の給与費明細書については、一般会計に準じて作成しておりますのでご覧ください。議案第29号の説明は以上です。

続きまして、議案第30号について説明します。

令和7年度飯南町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,954万3千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月3日 提出。飯南町長。

次のページ、2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算です。歳入。各款ごとに定める金額を読み上げます。

款、後期高齢者医療保険料。7,213万5千円。

款、使用料及び手数料。5千円。

款、繰入金。1億1,714万1千円。

款、繰越金。1千円。

款、諸収入。26万1千円。

歳入合計、1億8,954万3千円です。

次、3ページをお願いします。歳出です。同じく各款ごとに定める金額を読み上げます。

款、総務費。236万9千円。

款、後期高齢者医療広域連合納付金。1億8,641万3千円。

款、諸支出金。26万1千円。

款、予備費。50万円。

歳出合計、1億8,954万3千円です。

次、事項別明細書の5ページです。

1. 総括。歳入の説明は省略し、6ページの歳出をお願いします。6ページ、歳出の財源内訳のすべてその他特定財源で、1億8,954万3千円です。

次、7ページをお願いします。概要説明資料は1ページです。

2. 歳入。

款、項、後期高齢者医療保険料、目、特別徴収保険料は、年金から天引きされる方法で徴収されるもので、現年分は前年度よりやや高く見込み増額です。

目、普通徴収保険料は、年金天引きができない方の徴収分で、現年分は前年度よりやや高く見込み増額です。滞納繰越分もやや高く見込み増額です。

款、使用料及び手数料、項、手数料、目、督促手数料は、前年度と同額。

款、繰入金、項、一般会計繰入金、目、事務費繰入金。総務管理費及び徴収費に係る繰入れで前年度より増額です。

目、保険基盤安定繰入金。保険料軽減分の繰入れで前年度より減額です。

目、療養給付費繰入金は、療養給付費にかかる繰入れで前年度より減額です。

款、項、目、繰越金は、前年度繰越金で前年度と同額。

款、諸収入、項、償還金及び還付加算金、目、保険料還付金は、死亡、資格移動等に伴う保険料還付金で前年度と同額。

次、8ページをお願いします。款、諸収入、項、目、雑入は、広域連合負担金返還金で前年度より減額です。

次、9ページの歳出です。概要説明書は2ページになります。

3. 歳出。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費は、経常事務費分で、前年度より増額です。

款、項、目、後期高齢者医療広域連合納付金は、市町村負担金で保険料の見込み額、基盤安定見込み額、及び医療費の推計などにより前年度より増額です。

款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、保険料還付金は、死亡、資格移動等に伴う保険料の返還金で、前年度と同額。

目、還付加算金も、前年度と同額です。

款、項、目、予備費。前年度と同額です。議案第30号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第31号、令和7年度飯南町介護保険サービス事業特別会計予算、議案第32号、令和7年度飯南町病院事業会計予算の2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） 番外。議案第31号について説明します。

令和7年度飯南町の介護保険サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,105万1千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月3日 提出。飯南町長。

2 ページです。第1表 歳入歳出予算。款について読み上げます。歳入。

款、訪問看護事業収入。2,697万6千円。

款、繰入金。1,407万3千円。

款、繰越金。1千円。

款、諸収入。1千円。

歳入合計。4,105万1千円。

3 ページです。歳出。

款、訪問看護事業費。4,085万1千円。

款、予備費。20万円。

歳出合計。4,105万1千円。

4 ページから事項別明細書です。5 ページ。1. 総括。歳入については説明を省略し、6 ページ、歳出。歳出合計の財源内訳は、すべてその他特定財源です。

7 ページです。2. 歳入。

款、訪問看護事業収入、項、目、訪問看護収入については、医療保険による収入です。

項、介護給付費収入、目、居宅介護サービス収入については、介護保険による収入となります。どちらとも本年度の実績をもとに利用者数を見込み予算に計上しています。

款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金については、収入不足を一般会計から繰り入れるものですが、歳出の増などにより前年比較で増額となっています。

款、項、目、繰越金。前年度と同様です。

款、諸収入、項、目、雑入についても、前年と同額を計上しています。

8 ページです。3. 歳出。

款、項、目、訪問看護事業費です。一般職人件費では、正規職員の看護師2名、理学療法士1名について計上しています。

訪問看護経常管理費では、会計年度任用職員の看護師2名、理学療法士1名分を計上しています。その他の経常管理費については、本年度事業の実績により計上しています。

訪問看護協会等負担金については、前年同額です。

款、項、目、予備費。前年と同様の計上です。

9 ページからの予算、給与費明細書については、一般会計に準じて作成していますのでご覧ください。議案第31号の説明は以上です。

続いて、議案第32号について説明します。

(総則)

第1条 令和7年度飯南町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、48床。

(2) 年間患者数。入院12,264人。外来38,202人。(病院外来34,798人、診療所外来3,404人)

(3) 一日平均患者数。入院33.6人。外来161.5人。(病院外来143.8人、診療所外来17.7人)

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款、病院事業収益、10億3,959万4千円。

第1項、医業収益、7億4,277万4千円。

第2項、医業外収益、2億9,682万円。

支出。第1款、病院事業費用、11億9,796万7千円。

第1項、医業費用、11億8,814万円。

第2項、医業外費用、882万7千円。

第3項、予備費、100万円。

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額4,670万4千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額319万5千円、過年度損益勘定留保資金4,350万9千円で補填する。)

収入。第1款、資本的收入、1億3,248万7千円。

第1項、企業債、2,940万円。

第2項、一般会計出資金、9,767万1千円。

第3項、国保会計繰入金、541万6千円。

支出。第1款、資本的支出、1億7,919万1千円。

第1項、建設改良費、3,515万2千円。

第2項、企業債償還金、1億4,403万9千円。

次2ページです。(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、施設整備事業 医療機器等整備事業。限度額、2,940万円。起債の方法、証書借入。利率、4.0%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 給与費、6億9,672万7千円。

(たな卸試算購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1億2,052万2千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりと定める。

(1) 取得する資産。種類、機器備品。名称、超音波診断装置、内視鏡検査装置。数量、一式。

令和7年3月3日 提出、飯南町長。

3ページから、附属の説明書です。5ページをご覧ください。実施計画書です。目について金額を読み上げます。

1. 収益的収入及び支出。(収入)

目、入院収益、3億7,636万9千円。

目、外来収益、3億1,207万4千円。

目、その他医業収益、5,433万1千円。

目、受取利息配当金、1千円。

目、他会計補助金、2億7,000万円。

目、補助金、110万1千円。

目、患者外給食収益、54万円。

目、長期前受金戻入、1,725万6千円。

目、その他医業外収益、792万2千円。

(支出)

- 目、給与費、6億9,672万7千円。
- 目、材料費、1億2,052万2千円。
- 目、経費、2億4,452万3千円。
- 目、減価償却費、1億2,296万6千円。
- 目、資産減耗費、2千円。
- 目、研究研修費、340万円。
- 目、支払利息及び企業債取扱諸費、581万7千円。
- 目、雑損費、1万円。
- 目、消費税、300万円。
- 目、予備費、100万円。

6 ページです。 2. 資本的収入及び支出。(収入)

- 目、企業債、2,940万円。
- 目、一般会計出資金、9,767万1千円。
- 目、国保会計繰入金、541万6千円。

(支出)

- 目、建物整備費、126万5千円。
- 目、有形固定資産購入費、3,388万7千円。
- 目、企業債償還金、1億4,403万9千円。

7 ページから収入支出の明細書となります。

1. 収益的収入及び支出。収入です。

入院収益については、病床利用率70%を設定し計上していますが、患者一人当たりの単価減により、前年度に比べ減額となっています。

外来収益については、本年度の実績により計上しています。

その他医業収益については、本年度実績によるもののほか、公衆衛生活動収益のほうで带状疱疹ワクチン接種による収入を新たに計上しています。

受取利息配当金は、定期預金等の利息を計上しています。

他会計補助金については、操出基準内で、これまでと同様に計上しています。

補助金については、非常勤医師の交通費など県補助金、救急医療にかかる国保特別調整交付金について計上しています。

患者外給食収益については、医師等へ提供する給食費を計上しています。

長期前受金戻入については、減価償却に伴う長期前受金からの戻し入れです。

その他医業外収益については、職員住宅家賃など、医療収入以外を実績をもとに計上しています。

8 ページから、支出になります。

給与費については、病院事業審議会委員報酬や正規職員、会計年度任用職員の人件費を計上しています。また、退職手当負担金についてこれまで経費の諸会費のほうに計上しておりましたが、新年度予算からは、給与費の手当に計上しております。

材料費については実績によるもののほか、薬品費で带状疱疹ワクチンの購入費を新たに計上しています。

経費につきましては、銀行振り込み手数料や、薬局業務、給食業務等の人件費の増などがあります。そのほかは、実績により計上をしております。

次に9 ページです。

減価償却費については、新年度の医療機器整備などを見込んで増額となっています。

資産減耗費については、前年同様の計上です。

研究研修費については、研修、学会への参加費等の費用を、前年同額で計上しています。

支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債償還にかかる支払利息等を計上しています。

雑損費、下の消費税、予備費については、前年同額です。

10ページ、2. 資本的収入及び支出です。(収入)

企業債については、施設、医療機器等の整備にかかるものです。

一般会計出資金は、企業債償還にかかるルール分の繰入です。

国保会計繰入金については、超音波診断装置、内視鏡検査装置の整備にかかる国保特別調整交付金となります。

11ページ、支出です。

建物整備費、次の有形固定資産購入費については、概要資料の5 ページ、資本的支出に整備購入するものをあげています。建物整備費では、手術室を材料庫として使用するために、消防設備としてスプリンクラーが必要となりますのでそちらの設置費用です。

有形固定資産購入費では、内視鏡など医療機器の更新整備などを計上しております。

企業債償還金については、本年度整備分の償還などにより、増額となっています。

次のページから、予定キャッシュフロー計算書など付属の資料を付けておりますが、説明は省略いたします。議案第32号の説明は以上になります。

○議長(早樋 徹雄) ここで休憩をいたします。本会議の再開は10時15分といたします。

なお、皆さん方にお知らせをしておりますが、今日の全ての日程が終了後、全員協議会を開きたいと思っております。これは示されております教育環境基本計画素案について質問事項が多々あるということでございますので、執行部の了解を得ておりますので、このことについてを議題として開きたいと思っております。

これらの資料については、案外続いて休憩をとらず引き続いてやる場合が、時間配分

ではあると思いますので、資料は持参をいただきたいというふうに思います。以上です。

午前 9時59分休憩

.....
午前 10時15分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

引き続いて提案理由の説明を求めます。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第33号、令和7年度飯南町簡易水道事業会計予算、及び、議案第34号、令和7年度飯南町下水道事業会計予算の2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第33号について説明します。

（総則）

第1条 令和7年度飯南町簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）接続戸数。1,764戸。接続率93.6%。

（2）年間総配水量。748,980m³。

（3）一日最大配水量。2,421m³。

（4）主要な建設改良工事。給水装置新設工事、水道管支障移転工事。

（収益的收入及び支出）

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款、簡易水道事業収益、2億1,459万6千円。

第1項、営業収益、1億200万円。

第2項、営業外収益、1億1,259万6千円。

支出。第1款、簡易水道事業費用、2億5,752万4千円。

第1項、営業費用、2億4,100万4千円。

第2項、営業外費用、1,352万円。

第4項、予備費、300万円。次に2ページです。

（資本的收入及び支出）

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的

支出額に対し不足する額1,276万2千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,100万9千円、過年度損益勘定留保資金175万3千円で補填する。)

収入。第1款、資本的収入、2億9,978万1千円。

第1項、企業債、1億1,700万円。

第2項、受益者分担金、100万円。

第3項、負担金及び受託金、4,080万円。

第4項、補助金、4,429万9千円。

第5項、一般会計出資金、9,668万2千円。

支出。第1款、資本的支出、3億1,254万3千円。

第1項、建設改良費、2億720万円。

第2項、企業債償還金、1億534万3千円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、簡易水道事業。限度額、1億1,700万円。起債の方法、証書借入。利率、4.0%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億5千万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款、簡易水道事業費用。

第1項、営業費用。

第2項、営業外費用。次に3ページです。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 総係費。1,811万円。

(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,184万7千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、23万円と定める。

（重要な資産の取得及び処分）

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりと定める。

（１）取得する資産。種類、構築物。名称、水道管等。数量、一式。

令和7年3月3日 提出。飯南町長。

次から、附属説明書です。6ページをお願いします。実施計画書です。目について読み上げます。

1. 収益的収入及び支出。(収入)

目、給水収益、1億200万円。

目、受取利息配当金、1千円。

目、他会計補助金、3,511万4千円。

目、長期前受金戻入、7,747万9千円。

目、雑収益、1千円。

目、消費税還付金、1千円。

（支出）

目、水道事業管理費、7,537万1千円。

目、総係費、1,811万円。

目、業務管理費、1,556万8千円。

目、減価償却費、1億3,195万5千円。

目、支払利息及び企業債取扱諸費、1,346万9千円。

目、消費税、1千円。

目、雑損費、5万円。

目、予備費、300万円。次に7ページです。

2. 資本的収入及び支出。(収入)

目、企業債、1億1,700万円。

目、受益者分担金、100万円。

目、工事負担金、4,080万円。

目、国県補助金、4,429万9千円。

目、一般会計出資金、9,668万2千円。

（支出）

目、建設改良費、2億720万円。

目、企業債償還金、1億534万3千円。

次に8ページです。収入支出明細書です。概要書のほうは1ページです。

1. 収益的収入及び支出。収入につきましては、給水にかかります水道使用料、預金

利息、一般会計からの補助金を計上しております。

支出のほうです。概要書は2ページからです。水道事業管理費は、光熱水費、水質検査の委託料などの経常経費と、漏水修繕やろ過池の補砂工事及び機器の取り替え工事費を計上しております。また、水道使用料改定を検討するため、検討会委員の報酬及び費用弁償を新たに計上しております。

次に、9ページになります。総経費のほうは、職員2名分の人件費です。業務管理費は、メーター検針の委託料と情報公社への負担金で、情報公社のシステム更新により300万円余の増額と、新たに経営戦略の改訂業務委託500万円余を計上しております。営業外費用につきましては、企業債の支払い利息を計上しております。予備費につきましては昨年同額です。

続いて10ページです。2. 資本的収入及び支出です。概要書は4ページになります。収入につきましては、新規加入分担金と道路改良等による水道管支障移転に伴う工事負担金と企業債、及び、宇山地区送水施設設置工事などを実施するための国庫補助金と企業債、そして一般会計からの出資金を計上しております。

支出につきましては、建設改良費で、新規接続に伴うメーター取付け費用のほか、道路改良5路線と国道54号東下歩道整備に伴います水道管支障移転工事及び宇山地区送水施設設置工事、赤名配水管の更新工事、頓原浄水場増補改良の設計を行うための委託料を計上しております。

企業債償還金は、企業債の元金償還額で、対前年840万円余の減額となっております。

次の11ページからの予定キャッシュフロー計算書以降の付属説明資料についてはご覧ください。議案第33号の説明は以上です。

続いて、議案第34号について説明します。

(総則)

第1条 令和7年度飯南町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数。1,573戸。接続率79.5%。

920戸(公共下水道) 接続率86.3%。

582戸(合併浄化槽) 接続率69.3%。

71戸(農業集落排水) 接続率98.6%。

(2) 年間総処理水量。388,875m³。

226,963m³(公共下水道)

144,029m³(合併浄化槽)

17,883m³（農業集落排水）

（３）一日平均処理水量。1,065m³。

621m³（公共下水道）

395m³（合併浄化槽）

49m³（農業集落排水）

（４）主要な建設改良工事。合併浄化槽設置工事、下水道管支障移転工事、太陽光発電設備工事。

（収益的收入及び支出）

第３条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第１款、下水道事業収益、２億5,324万９千円。

第１項、営業収益、9,191万５千円。

第２項、営業外収益、１億6,133万４千円。

支出。第１款、下水道事業費用、３億1,700万３千円。

第１項、営業費用、２億9,141万４千円。

第２項、営業外費用、2,258万９千円。

第４項、予備費、300万円。次に２ページです。

（資本的收入及び支出）

第４条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額790万３千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額470万２千円、過年度損益勘定留保資金320万１千円で補填する。）

収入。第１款、資本的收入、２億6,056万５千円。

第１項、企業債、１億6,240万円。

第２項、受益者分担金、300万円。

第３項、負担金及び受託金、1,556万９千円。

第４項、補助金、1,395万円。

第５項、一般会計出資金、6,564万６千円。

支出。第１款、資本的支出、２億6,846万８千円。

第１項、建設改良費、8,426万３千円。

第２項、企業債償還金、１億8,420万５千円。

（企業債）

第５条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、下水道事業。限度額、5,240万円。起債の方法、証書借入。利率、4.0%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により据置期

間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。
起債の目的、資本費平準化。限度額、1億1,000万円。起債の方法、利率、償還の方法は
同上です。次に3ページです。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款、下水道事業費用。

第1項、営業費用。

第2項、営業外費用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 総係費。685万4千円。

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,275万8千円である。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりと定める。

(1) 取得する資産。種類、構築物。名称、下水道管等。数量、一式。

種類、機械及び装置。名称、公共下水道施設太陽光発電設備及び、合併浄化槽及び農業集落排水施設。それぞれ数量は一式です。

令和7年3月3日 提出。飯南町長。

次のページから附属説明資料となります。6ページのほうから説明をいたします。6ページ実施計画書です。目について読み上げます。

1. 収益的収入及び支出。(収入)

目、下水道使用料、9,191万円。

目、その他営業収益、5千円。

目、受取利息配当金、1千円。

目、他会計補助金、1億726万7千円。

目、長期前受金戻入、5,406万1千円。

目、雑収益、4千円。

目、消費税還付金、1千円。

(支出)

目、公共下水道管理費、4,622万8千円。

目、合併浄化槽管理費、4,589万5千円。

目、農業集落排水管理費、981万4千円。

目、総係費、685万4千円。

目、業務管理費、5,784万8千円。

目、減価償却費、1億2,477万5千円。

目、支払利息及び企業債取扱諸費、2,256万8千円。

目、消費税、1千円。

目、雑損費、2万円。

目、予備費、300万円。次に7ページです。

2. 資本的収入及び支出。(収入)

目、企業債、1億6,240万円。

目、受益者分担金、300万円。

目、工事負担金、1,556万9千円。

目、国県補助金、1,395万円。

目、一般会計出資金、6,564万6千円。

(支出)

目、建設改良費、8,426万3千円。

目、企業債償還金、1億8,420万5千円。

次に8ページです。収入支出明細書です。概要書は、1ページになります。

1. 収益的収入及び支出。収入は、下水道の使用料について、公共下水道、合併浄化槽、農業集落排水ごとの見込額の計上と、一般会計からの補助出資金を計上しております。

次に、9ページ、10ページ、支出のほうです。概要書は2ページ、3ページになります。支出につきましては、営業費用で、3つの種類ごとに光熱水費、水質検査の委託料や維持管理委託料などのほか、修繕、そして工事費のほうを計上しております。それぞれの委託料単価アップにより、昨年より増額となっております。

総経費につきましては、職員1名分の人件費を計上しております。業務管理費は、主に広域連合に対する汚泥処理費用を計上しております。新たに経営戦略改訂業務委託料500万円余と、2年に一度実施しております固定資産調査評価業務の委託料400万円余、そして情報公社システムの更新に伴います300万円余の負担金増を計上しております。

減価償却費につきましては、対前年70万円の減額となっております。

営業外費用につきましては、企業債の利息を計上しております。

予備費につきましては、昨年同額です。

続いて11ページです。

2. 資本的収入及び支出。概要書は4ページになります。収入につきましては、合併浄化槽設置、太陽光発電設備工事などに係る企業債と、国及び県の補助金を計上しております。

また、新規接続に伴います受益者分担金、そして、赤名川改修及び農道整備1路線の整備に伴う下水道管支障移転の県からの工事負担金、企業債償還に係る資本費平準化債を計上し、不足する額を一般会計からの出資金のほう計上しております。

次に12ページ、支出です。概要書は5ページです。工事費で、公共下水道新規接続費用と下水道管支障移転、及び新たに赤来頓原両浄化センターへの太陽光発電設備設置工事、そしてマンホールポンプの遠隔監視装置設置費用を計上するとともに、合併浄化槽10基分の設置及び浄化槽1件の支障移転費用を計上しております。調査設計委託料が昨年ありましたが、皆減となっており、対前年で930万円余の減額となっております。

企業債償還金につきましては、企業債の元金償還額で、対前年510万円余の減額となっております。

次の13ページの予定キャッシュフロー以降の付属説明資料につきましては、ご覧ください。議案第34号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、発委第1号、飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

議会活性化検討特別委員会委員長、5番、高橋英次議員。

○議会活性化検討特別委員長（高橋 英次） 議長。5番。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○議会活性化検討特別委員長（高橋 英次） はい。それでは発委第1号について説明いたします。

飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例（平成20年飯南町条例第32号）の一部を改正する条例を飯南町議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和7年3月3日。提出者 議会活性化検討特別委員会 委員長 高橋 英次。

飯南町議会議長 早樋 徹雄 様

めくっていただきまして、1ページには改正文を記載しておりますが省略しまして、2ページの説明資料で説明をします。

1 提案理由です。今回の報酬改正につきましては、昨年7月31日に設置しました議会活性化検討特別委員会で検討し、検討結果につきましては、議会基本条例第21条に基

づき住民の意見を参考とするため、町内5会場での住民説明会を開催し意見を聴取しました。

また、識見を有する者からの意見については、議長から町長へ飯南町特別職報酬等審議会へ諮問していただくようお願いし、この度審議会からの答申を受け、今回提案するものであります。

審議会からは、議員報酬の算定にあたっては、令和4年に全国町村議長会が作成した資料に掲載されている、議会議員の活動日数と町長の活動日数を比較する「原価方式の算定モデル」により算定されている。議員ごとの活動日数が異なる中、算定に用いられた議員の活動日数は、飯南町議会における議長を除く議員の最多と最少の活動日数を除いた平均により算定されており、適切と判断されました。

更に審議会から、今回の答申では、議員報酬が平成17年の飯南町発足以来20年間据え置かれている状況や、県内町村の議員報酬の状況等を踏まえ、引き上げの答申をしたところである。

今後、町民の代表である議会議員及び議会の果たすべき職責はますます増大し、これまで以上に町民の期待が寄せられる。この度の報酬改定は、今後の議員の活動内容の更なる充実と成果及び魅力ある議会となるよう強い思いが込められていることをご理解いただき、議員は町民の代表として町民に寄り添い、具体的な活動において示すことにより町民の理解を得るよう努めていただきたいとのご意見もいただいているところであります。

議員個々がこれらの内容をしっかり受け止め、町民福祉の向上を果たすため、さらなる研さんに努め、町民の皆さんの負託に応えることを申し添え、提案理由の説明といたします。

2 改正条例の概要です。別表（1）議員報酬の改正です。ご覧いただきます。議長ですが、現在月額29万8千円を月額35万1千円に、副議長月額24万6千円を29万円に、委員長は月額21万5千円を25万2千円に、議員は月額20万5千円を24万2千円に改正します。

3 施行期日です。こちらは、次期議員改選後の令和7年8月1日としております。

説明は、以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、本日の説明の中で、安部保健福祉課長から説明の誤りについて発言を求められておりますので、これを許します。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。

すいません。議長のお許しを得ましたので、先ほど説明させていただきました議案第29号の令和7年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算の中の14ページになるんですけども、繰出金のところで、レントゲン装置の更新が終了して、前年度より減額と申しましたが、レントゲン装置の更新は終了しますが、新たに内視鏡検査装置と超音波診断装置の更新によりまして、増額になります。先ほど減額と申しましたが、増額の誤りでした。申し訳ございませんでした。訂正をさせてください。

○議長（早樋 徹雄） 以上で全ての提案理由の説明を終わります。

日程第2 質疑

○議長（早樋 徹雄） 日程第2、質疑を行います。

はじめに、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度飯南町一般会計補正予算（第8号））を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第2号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第3号、刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第4号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第5号、飯南町都市・地域再生等利用区域の指定区域の利用に関する条例

の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員。

○2 番（伊藤 好晴） 2 番。

この条例によればですね、志津見ダムの周辺に可決されれば利用料金が発生します。それで町としては、今年度予算にもありますように、志津見フラワーイベント実践事業として、毎年、予算を抑えて支援をしておりますが、春と秋のフラワーイベント、これ広場全体使うわけですけども、こういう事業に対しては、利用料金が発生するのかなのかお尋ねをいたします。

もし、利用料金を取らないということになれば、どういうところでは利用料発生して、ここからは取らないというところをここではっきりしていただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

第2条におきまして、利用の許可の内容につきましては書いておりまして、基本的には募金でありますとか物販の販売とか、そういった収益が伴うものは料金をちょうだいする形になろうかと思います。

ただ、例えば学校行事であるとか、地域のイベント、そういったところにつきましては、減免等ですね、措置する必要があるかと思っております。

先ほど質問いただきましたイベントにつきましては、基本的に敷地全体ではなく、例えばテントの価格だけを徴収する範囲としてですね、徴収するというふうに国のほうにも確認しますが、そのような規定があるということでしたので、そのような形でしたいというふうに思っております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第6号、飯南町病児病後児保育施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第7号、飯南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号、飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号、飯南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号、飯南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号、飯南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号、飯南町園芸作物生産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号、飯南町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号、赤名ファミリーケアセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号、飯南町の辺地に係る総合整備計画についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号、和解に関し議決を求めることについてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号、公の施設（飯南町谷笑楽校）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号、公の施設（飯南町ふるさと回想館）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号、公の施設（頓原ラムネ銀泉）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号、公の施設（下来島多目的集会施設）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号、公の施設（飯南町健康増進施設）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号、公の施設（飯南町地域食材提供施設）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

午前 11 時 00 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。引き続き質疑を行います。予算関係について質疑を行います。

議案第 24 号、令和 6 年度飯南町一般会計補正予算（第 9 号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 6 番、安部誠也議員。

○6 番（安部 誠也） 6 番。

観光費でスキー場の臨時管理費 2,200 万ですが、実際のスキー場の営業状況を教えてください。

○議長（早樋 徹雄） 6 番、安部議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 本間産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 番外。

琴引スキー場の営業状況というでございますが、この補正予算を作成する際に、上限の2,200万円の補正を計上させていただいております。現状について説明をいたします。

今、2月末日までの段階で、来場者数が2万7,377名ということで確認をしております。また、3月に入りまして、先般の降雪もですが、来週末、9日まで営業をする予定としておりまして、また幾分かは伸びるかと思っておりますけれども、2月末日では、2,737万7,000円の来場者となっております。

ちなみに、この金額でいきますと、指定管理料につきましては1,800万円、1,870万円余の指定管理料ということになってございます。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部誠也議員。

○6番（安部 誠也） はい。

3万2,000人に届かないということだと思いますけど、いかに言っても補正予算で出すのは早過ぎるかなと思うんですけど、どうですか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 本間産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 番外。

この3月補正の補正予算につきましては、各担当課からの財政案の締切りが1月の初旬となっております。

1月初旬の段階では、まだ、来場者数の見込みというのが非常に見込みを算定するというのが難しゅうございまして、最大である上限であります2,200万円を計上させていただいております。

○議長（早樋 徹雄） ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） 5番。

関連してスキー場のことでお伺いしたいと思いますが、今回の大雪で議員さん誰も話の中では今年はもう大丈夫だろうというような話をしとったわけですが、いかんせん、こうして出てくると、また、3万2,000足らなかったんだと思うわけですが、先ほど2万7,377名、2月末現在という数字を挙げていただきました。その中で、団体客数で

すよね、何団体。1 個団体一番多い団体は何名であったか。わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 本間産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 番外。

すみません。団体客、修学旅行含め入っておるのは間違いございませんが、今、正確な数字を何団体あるいは何名というものは今持ち合わせておりませんので、改めてご報告をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。

○5 番（高橋 英次） 資料の提出をお願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 資料ということは。

○5 番（高橋 英次） 数字をみなさんに。

○議長（早樋 徹雄） 入場者数の、要は利用者の内訳をとということですね。

○5 番（高橋 英次） 主には団体数の。

○議長（早樋 徹雄） 利用数について後日報告できるようにお願いをいたします。

ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋 英次） 5 番。

18 ページです。シカ森林被害対策捕獲事業で県が代替事業を実施したことによる減ということで 55 万円ですか、減となっておりますが、県がどのような事業をかわりに行ったのかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（深石 尚志） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石 尚志） 番外。

5 番議員の質問にお答えしたいと思います。

県が最初にやる予定でしたのは、ICTを活用した事業を町と一緒にやる予定でしたが、県が行った事業に関しましては、シカの捕獲、スリット式ワンウェイゲートによるニホンジカ捕獲という方式で、ICTとかを使わずに入りやすいような檻を設置し、そこにシカを自動で誘導するような実験をされたそうです。

ただ、設置はしましたけども、実績はなかったと報告を受けております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 25 号、令和 6 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 26 号、令和 6 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 4 号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 27 号、令和 6 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 4 号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 28 号、令和 7 年度飯南町一般会計予算を議題として質疑を行います。
はじめに、歳入について質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部丘議員。

○8 番（安部 丘） 8 番。

財源に伴うことなので、歳入のほうでお伺いをすることにいたします。

今、一般会計の中で、過疎債事業をですね、集計しましたところ、ソフト事業が 19 事業 1 億 3,900 万円。1 億 3,950 万円ですね。ハード事業が 21 事業で 3 億 4,190 万円。合計しますと 40 事業で 4 億 8,140 万という事業計上を財源として過疎債を求める事業が計上されております。

それに対してですね、過去の過疎債のですね、交付状況を言いますと、令和 3 年で 4 億 7,000 万円。令和 4 年で 3 億 7,000 万円。令和 5 年で 4 億。令和 6 年は最後に駆け込みで 3 億 1,000 万円の滞在型拠点複合施設ございましたので、それを含めて 6 億 5,000 万円。という、過疎債の配分状況になってます。

そうするとですね、本年度の過疎債を財源とする予算というのは非常に財源として重たい、重たいというか、財源確保に対してですね、積極的に動いていかねばならん予算だというふうに私は認識しておりますけども、その辺りについて、町の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。

先ほど8番議員から、過疎債についてのご質問でございました。

おっしゃるように、様々な事業についてですね、なかなか財源の確保が難しいということで、過疎債が当たるものについては過疎債をできる限り充当しようということで、考えております。

非常に多くの事業を実施していくためには、過疎債、需要過疎債の充当が一番有利だということで、過疎債の確保に配分確保に努めてもいけないかと思っておりますし、場合によってですね過疎債が充当できないということになれば、ほかの起債も考えていけないかと思っておりますが、当初予算においてはですね、できる限り過疎債の配分について要望していきたいということで、様々な事業にこのように充当させていただいております。

なかなか今後の要望の中でですね、県を通じて要望してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員。

○8番（安部 丘） 8番。はい。ありがとうございました。しっかり過疎債確保いただければと思います。

それともう一つ財源について伺いたいと思うんですけども、次は、このたびの財源の中に基金を取崩しておるものがございます。で、基金の積立てと相殺しますと4億6,000万円余りの基金の取崩しが今年度は計画をされております。今基金の状況なんですけども、4億5,000万円が普通預金、それから定期預金が15億5,000万円で、債権が20億円ございます。合計40億円ほどの基金積立てがございますが、その中でですね、単純に言えば、債券で満期までに、満期が10年後以上のものが19億円ございます。つまり手近で満期が来るのは1億しかないということです。それと定期預金の15億を合わせましても、16億程度の基金取崩しが可能なものはないというふうに認識をしております。

そうするとですね、なぜないかというんですけども、先のものを、債権をですね償却してしまうと、逆に言えば、運用損が相当額出てくるために、そういうことができないんじ

やないかというふうに認識をしています。

そうすると、16 億ほどの基金の取崩しが可能だと私は考えるんですけども、その中で、10 年間、それを単純に割ってしまうと 1 億 6,000 万円程度の基金の取崩し平均でないと運用が回っていかないということになります。

それに対して今回 4 億超える基金の取崩しを計画しています。これがいつまでも回るとは思ってませんが、その辺、町の認識はどのように思われるか、お伺いしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。

続いて、基金の繰入金といいますか取崩しにかかるご質問でございました。

こちらについてもおっしゃるようになりますね当初予算の編成が非常に厳しい中でございまして、本年度については昨年と比べると 7.1%抑えた予算ではありますが、また様々な補助金についても見直しを行った中で、この予算ということにしております。削れるところは削って、今、この状態というところでございまして、非常に苦しい予算の中で基金の取崩しがやむを得ないという状況になっております。

このまま毎年同じように取崩していくと、非常にもうもたないというのは中期財政計画の中でもお話したとおりでございますので、今後削減できるところについては、しっかりと削減していかないといけないと思っております。

当初予算においては、様々な事業を実施していく中で、基金の取崩しをしてやっていくという予定で予算計上はしておりますけれども、事業執行の中で様々な事業についてしっかりと削減できるところの見直しを行いながらですね、事務費の事務費とか事業費の削減に努めていきたいと思っております、当初予算においては取崩し、大きな取崩しとさせていただいておりますが、執行の中で、繰入れ額の削減に努めて今後の安定した財政運営に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

今質問いただきましたが、今、歳出削減のことを課長のほうから申しましたが、一方で議員がおっしゃいますように、当初予算での取崩しのペースでいったら、もちろん、今の定期、それから、10 年当然もたないわけですが、もちろん当初予算の段階ではそうした額を計上しておりますが、歳入のほうではですね、特別交付税とかそうした財源に

についてもしっかりと要望して確保していくということで、決算ベースを見ていただければ、当然そこまで取り崩せずに決算ができておりまして、そうしたところを歳入歳出合わせてですね、しっかりと財源、歳出のほうは削減、そして歳入のほうはしっかりと財源を確保していくということで、両面においてきちんと対応してまいりたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） はい。それでは歳入については質疑なしと認めます。

次に、歳出についてページを区切って質疑を行います。

はじめに、31 ページの款、議会費、項、議会費から、43 ページの款、総務費、項、監査委員費までで質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 6 番、安部誠也議員。

○6 番（安部 誠也） 6 番。

41 ページになると思いますけど、選挙関連です。我々の町会議員選挙が4年ごとで、それから参議院選挙が6年ごとで12年に1回こうやって当たるんですけど、それで、さっきも歳出削減言われましたが、同じ投票日にすれば、投票管理者とか当日の投票管理者、開票管理者、削減できると思いますが、その辺、選挙管理委員会が開かれるんで、また国のほうもまだ決まってませんし、どのように考えておられるか伺います。

一方でですね、ほかの自治体の方が言うてましたけど、「投票日がずれたほうが2つお金になるから」というようなことを言われたんで、こっちは死に物狂いでやってる中、楽な考え方があるんだなあという町もありました。その辺どのように期日を考えておられるか、お伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 6 番、安部議員の質疑に対する答弁を求めますが、答えられる範囲でお願いをします。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。

先ほど6番議員から、参議院議員選挙と町議会議員選挙の投票日に関することについてご質問いただきました。

こちらについてはですね、参議院議員選挙については、まだ県を通じてこの日になるという通知が来ておりませんので、いつになるかわからないという中ではございますが、ニュース等の予測では7月20日に執行されるのではないかというようなニュースが流

れております。

そこで昨日、選挙管理委員会が開かれておりまして、町議会議員選挙については昨日の選挙管理委員会で、7月20日ということで決定をされております。町議会議員選挙のほうが先に決まるということがございまして、今後参議院議員選挙がずれてくるという可能性はありますけれども、その際には、現時点におきましては、臨時の選挙管理委員会を開催しまして、できる限り同日の実施に努めたいと思っております。

ただ、議員選挙につきましては議員さんの任期が7月末ということがありますので、それを超えるような何か、何らかの事態が発生した場合はちょっともう別日になるというのはやむを得ないと考えておりますけれども、今のところできる限り同日の執行に努めたいと考えております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） 5番。

34ページになるかと思うんですが、自家消費型太陽光発電設備設置工事ですね。これ庁舎とあと2施設ですか、太陽光パネルを設置するという説明がございました。

以前、知らない議員の方もおられるかとは思いますが、以前、この太陽光パネルを庁舎に設置という話が出た折に、屋根の上に乗せると、修繕をするのにも一応パネルを設置しますとそれを撤去してから修繕しなくてはならないとか、屋根のほうが悪くなるのではないかということで、公共施設等には設置しないという説明を執行部から受けたような、ようなじゃないんですが、受けたと思っております。

どこそこからそういう、こういう設置推進型に変わったのかと、顧みれば脱炭素に行き着くんかなと思うわけですが、町としての基本的な前回の設置しないという考えから、この設置をするという予算化したということに対しまして、その変遷のことを伺い、尋ねたいと思っております。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。

先ほど5番議員から庁舎への太陽光パネルの設置について、また浄化センターということもございましたけれども、まず庁舎のほうにつきましてですが、議員からおっしゃられたように、平成27年6月と9月の全員協議会において、太陽光の設置についてのご説明をしております。

平成 27 年当時はこの本庁舎まだ建設前でございまして、庁舎への設置については旧赤名の庁舎ですね、この下にあります旧赤名庁舎への設置ということで、その当時は公共施設への屋根貸しということで、売電というような形での説明でございましたけれども、今回につきましては、脱炭素にも関連するところではございますが、庁舎に必要な経費を削減するということで、ランニングコストを抑えていくというところの意味合いもございます。

現在、本庁舎、電気代がですね年間 530 万程度かかっておりまして、この経費をですね、今後これ、昨年度 1 月からの 1 年間の経費でございますが、この経費を抑えていくためにどうしていくかというところを検討した結果、脱炭素にもつながる太陽光パネルの設置をして、経常的な経費を抑えていこうということで考えております。

その当時は旧赤名庁舎でしたので古い建物でもあり、太陽光の設置が難しいという判断をしておりますが、この本庁舎におきましては、28 年の建設で 10 年程度の建物でございます。建築、建設の際に設計をいただきました業者さんのほうにも確認したところですね、太陽光パネルの設置については、積雪量等も踏まえても耐えられる設計だということで回答もいただいておりますので、太陽光パネルの設置については問題ないというふうに考えております。

設置によりまして、少しでも経常的な経費を抑えていくという考えで、今回太陽光パネルの設置を予算化させていただいたところです。

浄化センターにつきましては、平成 27 年の検討の際には上がっておりませんでしたので、新たに検討したところですが、浄化センター、2 つの浄化センターについても電気代がかなりかかっているということで、ランニングコストを少しでも抑えていくという趣旨で、このたび予算化をさせていただいております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員。

○2 番（伊藤 好晴） 2 番。

関連してですけども、経費節減ということは了解しました。

ただ、予算が出てきて、どれだけ経費が削減できるのかというところが明確でない。それで、実際に太陽光パネルが、太陽光で発電をする寿命が今まで大体 10 年ぐらいと言われてました。で、設備費とかけて、それであとは 10 年なら 10 年で償却していかないといけん。

そういう中で、どれほどのメリットが出てくるのかっていうことは、おそらく執行部で計算しておられると思いますけれども、その中身を議会に出していただきたいと思い

ます。どういうシミュレーションしたのかっていうことを。これをお願いしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 今資料の請求でございますので、皆さん方も必要でございますね。シミュレーション。それではその資料について、提供をお願いをしたいと思います。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋 英次） 5 番。

36 ページになるかと思います。地域おこし協力隊活動事業のうち、新規として、募集業務外部委託 300 万円計上されております。

この地域おこし協力隊の今回の募集に限らず、定住施策についても外部委託されております。外部から人材を飯南町に来ていただくために、今いろいろ定住対策とかしておるおるわけですが、こうした 1 丁目 1 番地人の交流、人の動きを外部委託にするということ大変ちょっと遺憾に思っております。なぜ飯南町自体でできないのかと。今まで同僚議員にもいろいろ質問があったかと思っております。

やはり、こうしたいつも雑誌では住みたい田舎 1 番、2 番と言われますけど、実際そういうことに、町が自主的にやはり関わって外部委託が悪いというんじゃないですけど、やはりそういう人材の面については、やはり町がしっかりとひも握って行わないと、いろいろこれから話をするといろいろサービスにもつながってはいけないんで控えますが、困る自治会も出てくるようなこともございますので、しっかりとやはり町として見定めていただいて、飯南町にとってますます発展できるような人材の流入が望まれるわけで、やはりこうした 1 丁目 1 番地、これ本当に 1 丁目 1 番地だと思います。こうしたところをなぜ委託するのか、その理由をお伺いしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

ご質問いただきました募集業務の外部委託、協力隊に関するですけど、これにつきましては、民間の事業者の中でですね、県外全国的にもですね、非常に実績の残されている民間企業もありまして、秋田県の東成瀬村では 60 名の協力隊を確保してですね、取り組みをされているということもあります。

そういったことから、飯南町としてできることはしっかりともちろん直営でやっていきますし、町としてなかなかできないことにつきましては、そういった外部委託での力

も活用することが必要かと思っております。

なかなか飯南町に今協力隊が集まってきてないということもありまして、非常に懸念しておるところでありまして、もちろん町として全く何もしないというわけではありませんし、例えばこの募集のほうはお願いしますが、面接に関してはもちろん町のほうも入ってきますし、しっかりとその辺は役割分担をしながら、成果を上げていきたいというふうに思っております。

○議長（早樋 徹雄） ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷ひとみ議員。

○10番（戸谷ひとみ） 10番。

36 ページの庄原市との交流各種イベント経費についてですが、これは庄原市と飯南町の負担の割合がどのようになっているのかを教えてください。

それから、同じく 36 ページ、お試し暮らし住宅改修工事設計委託料 100 万円とありますけれども、どのように改修するお考えなのかを教えてください。

それから、同じく 36 ページですが、島根と関わる機会創出拡大事業の中に、ホストファミリー交流会とありますが、これは今までは、高校の教育活動後援会助成金の中で取り組んでいたことなのかどうかを確認させてください。

最期に、高 2 留学経費 727 万円。この経費の中身をもう少し詳しく教えてください。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

庄原市との交流、各種イベント経費につきましては、基本的に半分ずつという形で、そんな大きな金額でもありませんし、そういった形で今、予算計上しているということです。

お試し暮らし住宅につきましては、現在野萱地区にあります一戸建ての住宅でありますけど、これが住宅としてかなり大きな住宅でありまして、和室が 2 部屋、洋室が 3 部屋といったところですので、それを複数の人でシェアハウスとして使えるように、またお試し暮らしのよさを残しつつ、そういった協力隊が入っていただくとか、そういった形でセパレートしていくような改修をしていきたいなというふうに思っております。

ホストファミリーの交流会につきましては、これは新たに国の交付金を使って、今までは高校の生活の中での支援でしたけど、高校卒業後の、もちろん、町外に出てたりす

る卒業生等を戻ってきてもらうような、島根県としての取り組みを新たに国の交付金を活用してやっていきたいということで、その一環の中で飯南町が何ができるかということで、ホストファミリーに町内にとどまっていただくだけでなく、町外に出ていった方との接点をちょっとつなげていきたいという思いで、ほかの飯南町感謝祭等もありますので、そういったところと一緒にですねそのところに参加していただくとかしながら、交流とか関係人口の拡大を目指したいという新たな事業というふうにご理解いただければと思います。

高2留学につきましては、こちらも国の財源を活用して考えております。基本的には1人、コーディネーター的な役割、準備をする人ということで、人件費1名分を考えておりまして、その他は、今後の活動に必要なパソコンであるとかの事務経費、そういったところが主なものです。

もちろん、これまだ採択されておられませんので、採択された場合はそのような形で進めていきたいと思いますが、もし難しかった場合はちょっと見直しをしながら、自走といたしますか直営でのですね、そういった組み立ても考えていきたいというふうに思っております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員。

○9番（平石 玲児） 9番。

36ページ、小さな拠点づくり推進事業の中の新規事業ですけども、コミュニティー把握の調査委託、これはどこにあるのか。それとどういった内容をやられるのかをちょっと教えてください。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

今回のですねコミュニティーの把握調査につきましては、対象者としては、自治区長さんであるとか自治会長さん、あるいは地域のキーパーソンとなるような方、そういった方を対象として、ヒアリング調査やアンケート調査をしていきたいというふうに思っております。

以前、集落实態調査ということもやっておりますが、その調査につきましては、どちらかというとか話合いの場を設けるようなところが趣旨だったというふうに思っております。今度はですね、今後新しい総合振興計画をつくった中で、しっかりと10年後も地

域運営組織が成り立つような、そういったあり方というのをしっかりと見直す時期に来てるといふふうに思っておりますので、そういった調査を基礎調査として残していきたいというふうに思っております。

○議長（早樋 徹雄） ほかにありませんか。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員。

○9番（平石 玲児） 9番。

次ですけれども、町営バスの運行臨時管理費の中で、これもアンケート、令和6年にとられて、令和7年に計画で、また外部委託で計画策定ということなんですけれども、この内容についてまたちょっと詳しく教えてください。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（野津 史昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 野津住民課長。

○住民課長（野津 史昭） 番外。

地域公共交通計画策定に関してご質問いただきました。

令和6年度8月のところで、全世帯ではございませんけれども、利用に関してのアンケート調査を実施しております。

令和7年度につきましては、その集約はもちろん済んでおるところではございますけれども、実際の移動実態であるとか、ニーズのほう、また今運転お願いしております2業者ございますけれども、そういった方への聞き取りであったりとか、そういったところでのニーズ調査もさらにさせていただくというところでございます。

また、それらも含めまして、今、第2次の公共交通計画ございますけれども、その評価、それらも含めての検証も行いまして、第3次の計画を作成したいと思っております。それに関しまして、ノウハウを持っております業者への委託を考えておるという状況で、予算のほうを設定させていただいておるという状況でございます。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですね。ほかにありませんか。

それでは、午前中はこれで終えたいと思います。午後から民生費からの質疑を行いたいと思います。13時の再開といたします。ご御苦労さんでした。

午前 11時49分休憩

.....

午後 1時00分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。午前中に引き続き、議案第28号、令和7年度飯南町一般会計予算を議題として質疑を行います。

歳出の43ページの款、民生費、項、社会福祉費から53ページの款、衛生費、項、清掃費までを区切って質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） 5番。

早速お尋ねしますが、これ43ページなんですが、長寿お祝い事業があります。以前はこれ皆さんお集まりいただいて一堂に会して、当時は飲食を伴った行事を行われていたんじゃないかと思いますが、久しくそういうこともございません。

ご高齢の方は、大変楽しみにされておりましたイベントとかも楽しんでおられたわけですが、コロナも間にはありまして、いろいろ諸般の事情で記念品を皆さんにお配りするというで終わってるかとは思いますが、施設に入られた方もなかなか出られない、皆さんに出会う機会がない中、ああいう場ではいろいろな方とお会いできて大変喜んでおられると。また自宅からも出て外の空気を吸うということもありまして、大変いい機会ではなかったかなと思うわけですが、今後こういった取り組みはもう、もはやあり得ないという状況でしょうか。皆さんが一堂に会して行うということは、今後ないということに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。

今、5番議員さんから、長寿お祝い事業の、今後皆さんで集まるときがないのかっていうお話でしたけども、実際にこれまでは、頓原地区と赤来地区それぞれ交互に、今の食事を提供したりする場も設けておりましたが、言われましたようにコロナを挟んでそういったことがなくなってきて、今実際にお祝い品の3,000円を対象者の方にお送りするだけのところになってきております。1箇所にすると、どちらかのほうの方しか出られない傾向もありまして、また、元気な方だけしか集まらないというところもございます。

高齢者の皆さんの方にどのような形がいいのかっていうのは日々模索する中ではあるんですけども、中では、各地域で高齢事業、各自治会とか国のほうでも高齢事業やるほうに助成してもらいたいという声もありますし、今ある既存のものをどうにか利用しながら、公民館単位でとか、いろいろ今検討しているところでありますが、現時点、状況的には大勢が集まる中で、集う中で、一部元気な方のみ集まっていたくっていうのは、現在差し控えてるところでして、実際、今後の課題ではあると思っております。

今後、考えていきたい内容であります。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員。

○9番（平石 玲児） 9番。

44から45、19ページの説明資料の中の新規事業の軽度難聴補聴器助成ですが、この軽度というのをどういうふうに認定されるのか、誰が認定するのか。これちょっと詳しくお聞かせください。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員の質疑に対する答弁を求めます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。

軽度というのは、中度、中等度難聴ということでおおよそ40デシベルから70デシベルの聞こえの方で、通常の会話は大体60デシベル以上なんですけども、その中等度難聴の方は、できるだけ近くで話をしてもらわないと聞こえないとか、テレビや電話で呼出し音が聞こえないとか、日常生活支障生じる聴力レベルの方になります。

実際には、40デシベル以上の方ですと、その身体障害者手帳のほうの補聴器の助成があるんですけども、こういった方は今、助成がありませんので、今現状考えているのが、大体補聴器が15万円とか30万円とかしてくるものに対して、2万円なんですけども補助していきたいというところで、当初予算のほうでは、今現状、2万円掛ける30名の60万円を計上させていただいております。

○議長（早樋 徹雄） ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員。

○10番（戸谷ひとみ） 10番。

46から47ページの子ども・子育て支援対策事業の中の第3子以降子育て応援金について、今までは1回50万円だったが、4歳まで10万円ずつの5回給付にしたいという説明でしたけれども、このように変更した理由を教えてください。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（野津 史昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 野津住民課長。

○住民課長（野津 史昭） 番外。

第3子以降の出生児50万円一括給付を4歳まで5回に分けてという形での見直しをさせていただきたいという説明をさせていただいたところですが、その考えに至った経緯になります。

まず第1子、第2子については、10万円を給付させていただいております。ですので、まず第1回のところではそれに合わせたいというところ。あとはですね、一括で50万円給付した際に、もちろん出生時ということでお祝いとしてお渡しするんですが、それが必ずしも定住につながるかといったところのちょっと観点になりました。

50万円を給付受けても、残念ながら転出をしてしまうという状況は避けられない方もおられるという状況を伺っております。実際に、近年でも、50万円受けて申し訳ないけれどということで転出された方もおられました。

そういったところも背景にございますが、10万円を5回に分けて給付することで、できるだけ長く飯南町に関わりを持っていただけるような形をとりたいと、そういう考え方から、給付の方法を5回に分けてという形で取らせていただきたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

先ほど9番議員からも質疑があったんですけども、45ページの認知症対策推進費の中の軽度難聴補聴器助成事業であります。

この事業について、私、2021年の9月議会で一般質問をしております。町長今回の所信表明の中で、補聴器を使用することによって日常生活における不便が軽減され、認知症の進行抑制にも有効だというふうに指摘しておられますけれども、私も当時の一般質問の中では、同様の理由を挙げて、助成すべきだということだったんです。

ところがですね、そのときの町長の答弁ですわね。その中では、補聴器、軽度難聴の人の補聴器の装着、これは対症療法だというには断定をされました。その上で、対症療法には、助成はしないんだというふうに断言をされてですね、実現しなかったわけですよ。実際には。

今回、こういう形で、予算が計上されてですね、対象になる方は喜ばれると思います。私としては、なかなか納得いかないところでありまして、当初の答弁の中身から、今回予算計上になったその考え方が変わった理由とですね要因でもあれば、それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質疑に対する答弁を求めます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。

先ほど2番議員さんから、当時、2021年のときの一般質問で、この軽度難聴者への補聴器の助成の一般質問された際の答えとしては対症療法だということで、助成しないという当時はそうだった。それからどういった経過でこうなったのかっていうところのご質問でした。

申し訳ございません。当時、議員さんの質問に対して、対症療法で助成しないといった経過のほう、自分が把握してなかったところがあるんですけども、今回のところ、今の認知症対策というものが大変重要なものというところで認識をしております。

この補聴器を軽度難聴者の方につけるということは、本当に認知症対策というか抑制、社会的孤立をしないためにも、とてもいい予防になる予防の一つになるという話も出てきている中で、できることを進めていく、認知症対策の一環の一つとしてやっていきたいということになりまして、また医師会のほうの動きもあります。そういった要望も、実際にはあっております。

島根県内でも市町村いろんな動きがありまして、飯南町としても、雲南広域連合のインセンティブ交付金というものがあって、それを雲南市も奥出雲町も活用しながら取り組んでみようという話にこの6年度の時になりましたので、7年度実施に向けて、3市町でやっていこうというところで、今回、7年度から軽度難聴補聴器の助成にしようというふうに取り組むものとなった経過がございます。あります。

議員さんの以前の一般質問を把握しておりませんで、申し訳ありません。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

はい、今の話、ちょっと長々と言われましたんで、要点を言うと、21年の9月時点では、いわゆる交付金事業はなかったと。

なかなかすぐに至らなかったけども、ここに至って、そういう交付金事業ができたので、その気になったという解釈でよろしいですか。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質疑に対する答弁を求めます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。

交付金事業ができたからっていうわけではないんですけども、出せる交付金事業もありますのでっていうところでご理解いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（早樋 徹雄） ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

今ご質問いただきましたが、一応財源のともあるんですが、やはり私としては、この認知症対策は、飯南町の高齢者の方が生涯現役そして健康寿命、長く持っていただきたいという思いもあって、特に飯南町高齢化率が47%ということで、高齢者の割合がもちろん多い町ですから、そういったところをしっかりとやっていかなければいけないという思いはもちろん持っていました。

で、今回そういった3市町です、歩調を合わせてやっていこうということもありましたし、それから、今回、先行してですねこの軽度難聴の補聴器の助成が予算で上がっておりますが、本当は条例等をつくって、パッケージとしてお示しする形で認知症対策を総合的にやっていくということを考えておりました。

保健福祉課のほうでも検討も、この予算を提案する前に検討もしておりますが、いろいろ他市町の事例もございますし、それから、本町にとってよりよい形でそういった組立てをしていこうということでちょっと時間がかかるということでしたので、当初にはございませんでしたが、今後条例等の制定も含めてですね、検討を進めていきたいと思っております。

○議長（早樋 徹雄） ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員。

○9番（平石 玲児） 9番。

衛生費の53ページで説明資料27ページ、清掃総務経常管理費。この中の業務委託ということで生ごみの処理のことについてなんですけども、町長の所信表明の中にもありましたけども、コンポストの普及というところで、コンポストは、当初今回の予算には上がってないということで、これ見てよろしいでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（野津 史昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 野津住民課長。

○住民課長（野津 史昭） 番外。

清掃総務経常管理費、この中での、生ごみ処理普及啓発業務委託費のところについて質問いただきました。

コンポスト事業につきましては、この中に含めております。というのが、ちょっと今、雲南市が近隣ではされているものもあるんですけども、環境に関する勉強会、これを開催した上で、コンポストを組立てていただいて、それをお持ち帰りいただくという啓発事業をされてます。

コンポストの購入補助ということも、ちょっと考えておったところもあるんですけども、やはり、皆さん方にも考えていただく機会を設けていきたいという考え方から、勉強会とコンポストを渡しするというのをセットにして考えております。

それを合わせた業務委託費というところでの予算設定としておりますので、この中にコンポストが入っておるという形で、認識していただければはい。ということでございます。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。

○9番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員。

○9番（平石 玲児） 9番。

コンポストのほうについてですが、これはどうですか。一般の一軒家みたいなところで使えるし、住宅に入ってるところでも使えるようなものです。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○住民課長（野津 史昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 野津住民課長。

○住民課長（野津 史昭） 番外。

雲南市のちょっと参考にちょっといろいろ勉強しておったというところもありますが、そこで利用されているのは、こういう箱形のもの、形、コンポストを置くんですけども、底面は空洞になってますので、地面に置くようなイメージですので、ちょっと連担地のほうではどういう形の使用ができるかというのは今後、検証というかですね、考えていかないといけない部分はあるかと思っておりますけれども、それらも含めて、飯南町に合ったそういった事業が展開できればと思っております。

そうしたときに、新年度ですね、取り組もうとしているものが飯南町にあるかどうか。利用いただいた方のご意見、感想等もお伺いしながら、今後どういった形のものがいいかということも考えていきたいと思っておりますので、そういう形での設定としております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） ほかにありませんか。

それでは、質疑なしと認めます。

次に、53ページの款、農林水産業費、項、農業費から、61ページの款、商工費、項、同じく商工費までで質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員。

○8番（安部 丘） 8番。

予算書58ページになります。項、林業費、目、林業振興費、町産材加工推進事業560万円ということで、これは委託ということでご説明がございましたけども、この委託につきまして、何をどう委託するのか。また、具体的な効果、あるいは目標をどういったところに据えているのか、ご説明をいただきたいのが1点と、それから、昨年度との比較になって申し訳ないんですけども、昨年度は、農業振興アドバイザーということで、もみ殻培土の増田氏に飯南町農業振興アドバイザーとして委託をして、委託料を計上しておりましたが、今年度はございません。で、このもみ殻培土については何のご報告もなかったものですから、具体的に今どのような状況になっているのかをあわせて報告をいただければと思います。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（深石 尚志） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石 尚志） 番外。

安部議員のご質問についてお答えしたいと思います。

まずはじめに、町産材製材加工推進事業につきましては、飯石森林組合の製材事業について、建築需要の衰退や設備機械の老朽化、人材の不足など多くの課題があることから、令和6年9月18日に、本町に所在を置く地域商社「飯南縁の森」と、木材加工による地域材の利用促進に関する協定を飯石森林組合がされました。

しかしながら、その後も、製材運営所という専門性の高い職種において人材確保が進んでおらず、厳しい状態が続いております。

本町においても、製材所の維持、存続については、町の林業、建築業にも大きく関わる事業であることから、町産材確保推進事業として、この問題に取り組み、支援をすることといたしました。

主な概要といたしましては、製材所経営支援として、受託者は製材所の維持のため業務期間を通じた人的配置を行うこと。それから、販売木材の販路、企画、価格等のマネージメントを行い経営改善を図ること。製材所運営の課題となっている乾燥工程の最適化について検討すること。製材加工業務の担い手中核人材を発掘するための採用活動に取り組むことといった目的を持って業務委託をするものです。

続きまして、アドバイザー、増田アドバイザーのことを質問をいただきました。現在、もみ殻培土につきましては、産官学地域連携委員会の中で協議をしております。

が、現在、ものは、もみ殻培土、ものはいいものだということで、議会のほうからも視察等を行っていただきましたが、単価、販売単価が出ていない状況です。この委員会の中でも、今後、いいものはわかっているんだけど、単価がいくらになるか、あまり高いものでは買えないということで、単価を示さないとこの先委員会ができないということで、J Aのほうに単価のほうをお願いしている状況ですが、単価につきましては、特許を持っている増田アドバイザーと秘密保持の契約を結ばないと出せないということで、今J Aさんが秘密保持の契約をまだできてない状況で、昨年9月以降、この委員会も止まっている状況です。

このまま増田アドバイザーをお願いをして、委員会も進まない状況ではどうにもなりませんので、一旦ここは一時休止として、今後、協議ができるようになれば、その後また協議を進めて、本当にもみ殻培土ができるかどうかを検討していこうと思っております。

といったことで、今回は、まずは、一時休止をさせてもらうということでアドバイザー契約をしないということにいたしました。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。

○8番（安部 丘） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部議員。

○8番（安部 丘） 8番。

最初のちょっと、町産材活用推進事業のほうで少し追加で確認をさせていただきたいところあるんですけども、この協定はあくまでも民と民の協定だったというふうに私は認識しておりまして、その前提の中に、森林組合のほうから人材を派遣するという旨のことが明記されておったと思います。

その上で、さらにその人材が不足するので、費用を出すような今ご説明だったように思うんですけども、その辺りは若干ちょっと拡大解釈のしすぎがあるようなふうに私は聞こえてしまいました。その辺りちょっともう一度確認だけさせてください。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○産業振興課長（深石 尚志） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石 尚志） 番外。

追加の質問いただきました。まず、飯石森林組合と縁の森につきましては、人材につきましては、縁の森へ飯石森林組合の従業員の方がそのまま行かれてやられるということです。

ただ、当初、一番核となる方が森林組合を辞めて、飯南縁の森のほうへ就職をするように思っておりましたが、ちょっと事故に遭われたことがありまして、その方が全くできなくなっております。

その方がやっぱりキーマンでして、その方がいて進めていこうと思ってたところ、その方にかわる方がなかなかいないということで、素人というか、それまでの技術を持った人はなかなかいないので、その人に対する人件費部分といいますか、その人になるところは、今の知識を持っている方ではなかなか難しいということで、その人の人的配置のところをお願いされ、うちのほうで支援をするということにしております。

○議長（早樋 徹雄） 安部議員。

○8番（安部 丘） はい。

事故に遭われたのはやむを得ないことで、新しい技術を持たれた方を雇い入れるというのもわからない話ではございません。

ただ、今の話で継続してしまうと、これは永年補助を出し続けるような話になっても、これは問題があるかと思います。その辺は、町としては単年度で考えられてるのか、長期的な目線で考えられたのか、ちょっと明らかにしていただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○産業振興課長（深石 尚志） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石 尚志） 番外。

先ほどの質問にお答えいたします。主な業務内容の中でも、製材加工の担い手中核人材を発掘するための採用活動に取り組むことということを明記しておりますので、町といたしましては、単年度の中で、そういった人材を発掘してもらうよう取り組んでいたくしております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山登美男） はい。7番。

今の次ですけど、林業振興費の中の木質バイオマス推進事業で、バイオマス構想検証業務委託料というのがございますけども、どういう業務なのかということと、委託先をどのように考えておられるかということをお伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（深石 尚志） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石 尚志） 番外。

質問にお答えしたいと思います。バイオマス構想の検討業務につきましては、飯南町バイオマス産業都市構想は平成27年に作成されております。町内バイオマスを活用した第一次産業の活性化や地域内雇用の創出に取り組んでいております。

一方で、本構想に大きく関わる木質バイオマスセンターにつきましては、原木の調達から生産行程にかけて課題が多く、運営主体であります飯石森林組合と町の支援による取り組みを継続していく中でも、経営状況の改善が見いだせない状況が続いており、飯石森林組合から新年度において、生産の中止のほうも判断されております。

そのような状況の中で、今後のバイオマス事業の方向性の再検討と経営の健全化を図るため、策定から10年を超える飯南町バイオマス産業都市構想の検証を行うこととしております。

主な業務内容ですが、飯南町バイオマス産業都市構想内の各項目において、これまでの取り組みを検証し目標設定や取組事項の見直しを行うこと。それから、飯南町木質バイオマスセンターの活用方法について改めて検討を行うこととしております。

委託先ですが、バイオマス構想を当初つくっていただきました中国環境のほうにお願いをできたらと思っております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部議員。

○6番（安部 誠也） 6番。

60、61ページの商工費、観光費の中で、飯南町交流物産館の経常管理費、撤退に向けた経費として41万円ありますけど、何か俺聞き間違えたんか知らんけど、イベントうつようなこと言われてるんですけど、何のイベントかと思って、むしろ、次入る人を探すようなこととか、ちょっと契約上ちょっとわからないですけど、次の人がいないと、更地にして戻さなきゃいけないという、そういう条件もあるとか聞くんで、この辺を含めてどう考えておられるのか教えてください。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 本間産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 番外。

ありがとうございます。飯南町交流物産館の経常管理費についてご質問いただきました。撤退に向けた経費ということで、41万ほど計上しておりますが、内訳としましては、修繕費、撤退にかかる修繕ですとか、軽微な修繕でありますとか、消耗品、それから、

イベントといいますのは10年、12年になるわけですがけれども、いろいろとこれまでご愛顧いただいた方への感謝を込めた感謝祭的なものができればと思って15万ほど計上させていただきます。

なお、契約上、令和8年3月31日をもって、この場所の賃貸借契約は解除となりますが、今、入っておられますパートナーズ、飯南パートナーズのほうでおそば屋さんのほうにつきましては、飯南町の支援がなくなってからでも営業したいという旨の申出をいただいております。

家主であります、社長さんのほうとも先般も行って協議したところですが、そうなる場合であれば、もともと原形復旧、要は内装からの状態にしてもらわなくてもいいというようなこととお話をしております。まだ結論決定となったわけではございませんが、そういったことで現在、進行中でありますけれども、進めておりまして、令和7年度中、なるべく早い時期に結論が出ればと思っておりますけれども、そういった部分進めております。また、状況等、議会のほうでも報告をさせていただければと思っております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員。

○9番（平石 玲児） 9番。

予算書は53ページで、2点ですね。まず、農業委員会臨時管理費のタブレット購入14台とありますけども、これはどういったことに使われるのかということ。

もう1点は、農業費の中の新規事業、スマート農業導入支援事業、これでトラクター購入補助金というのがありますが、これは何台買われ、どういったものを、どういった種類のトラクターで、何台買われるのか。それから、どこへ与えられるというか、どうかお聞かせください。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（深石 尚志） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石 尚志） 番外。

平石議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、タブレット14台でございますが、農地利用最適化推進委員さんが使用するものです。今、農業委員さんは、14台、別の既にタブレットを利用しておられまして、現在、農地の確認等で使ってもらうよう研修等をしているところです。一緒に活動されます農地利用最適化推進員さんにもタブレットを利用していただくようにするために計上しております。

続きまして、スマート農業のトラクターに関してです。これは直進アシストトラクターでございます。現在、農事組合法人アグリドリーム小田さんのほうから、スマート農業でこれを使いたいということが出ております。令和6年度の国の事業に手挙げをしましたが、ほかからもいろいろありまして、手あげをしても落ちた経過がございます。6年度、6年度で落ちましたが、7年度につきましても、国のほうも、新たなスマート農業等の交付金と補助事業がございますので、その補助事業にまた手を挙げていただいて、そこに町の助成のほうをできればと思っております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山登美男） はい。7番。

先ほどの6番議員さんの関連ということでちょっと届かなかったようでございます。交流物産館の撤退に向けた経費、経費もですけど、撤退という言葉のあれをちょっと確認したいと思うんですけども。

私の記憶が間違っていればですが、以前、これをどうするかというようなことが何回かいろんな全員協議会とか度々あったときに、新たな指定管理に向けたというふうな、以前はじゃなかったかと思うんですけども、今日の説明を聞くと、町は撤退をして、そば屋は建物を使って引き続きやられるということで、結果として、一切町には何の関係もない案はなくなるというふうに認識してよろしいでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 本間産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 番外。

すいません。ちょっと言葉が撤退という言葉が適当であったかどうかわかりませんが、内容といたしましては、今、飯南パートナーズと飯南町との指定管理契約は令和8年3月31日までとなっております。

家主であります株式会社塙さんとの賃貸借契約も同じく令和8年3月31日までとなっております。これ以降につきまして、令和8年4月1日以降につきましては、指定管理も行わず、賃貸借契約も行わないということで進めております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） 5番。

これ常任担当が違いますんでちょっと細かいことまでお伺いするようでございますが、この際聞いておきたいと思いますが、まず56ページですね下赤名放牧場経常管理費、令和6年度の放牧実績と、今年度の利用状況をお尋ねすることと、58ページになりますが、農大生地域貢献推進ポイント。これ5万円分という説明を受けて150万円計上されておりますが、事業の名前からして農大生地域貢献推進ポイントと名づけてありますが、その事業の趣旨と、ちょっと主だった内容をお尋ねしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（深石 尚志） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石 尚志） 番外。

高橋議員のご質問にお答えしたいと思います。まず下赤名放牧場の令和6年の実績についてですが、令和6年度、久々に放牧を開始するということで、下刈り等、産業振興課の職員も含めて、みんなで出かけて行いました。

ただ、水飲み場の整備とかいろんなことができていないということで、令和6年度につきましては、放牧実績ゼロということで、令和7年度に向けて放牧を開始するようにしていきたいと思っております。

続いて、農大生の地域貢献推進ポイントについてです。島根県立大学の学生は、在学中、地域の農業や事業所の働き手として様々な分野で貢献していただいております。今後、農林課の学生のさらなる地域貢献を期待し、かつ、在学中の町内での生活の充実することを目的として、農大生地域貢献推進ポイント制度を新たに制定するものでございます。

事業概要としましては、林業科の学生に対して、5万円分のい〜にゃんポイントを付与するということです。対象者は、令和6年4月1日以降に林業課に就学し、かつ飯南町に住所を有する者としております。

学校へ、町内のアルバイトやイベント等、活動の情報を提供し、また、地域で買物等をしていただいて、地域交流を促進していきたいと思っております。地域に根差した学生生活を送ってもらえるよう、また、飯南町に来て住んでよかったと思えるような事業にできればと思っております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） 5番。

確認ですが、放牧場については水飲み場云々で、令和6年度はできなかったというこ

とですが、このたびはそれを整備されて放牧に向けて努力するという事でよろしいでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○産業振興課長（深石 尚志） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石 尚志） 番外。

ご質問にお答えしたいと思います。久々に下刈りを行って、かなり大変だったということもありまして、きれいに本当にきれいに整備も、全部できなかったようなところもあります。一旦令和6年度のところで下刈りもしておりますので、令和7年度につきましては、必ず放牧ができるようにしていきたいと思っております。はい。水飲み場のほうも、整備をして行っていきたいと思っております。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） 5番。

大変決意を述べていただきましてありがとうございます。有効活用していただけて大変うれしいんですが、何頭を目途にして使われるんでしょうか。その頭数がわかればお願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○産業振興課長（深石 尚志） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石 尚志） 番外。

頭数につきましては、やれる方が手を挙げておられる方がおりますが、頭数についてはちょっと、何頭っていうところは今把握しておりません。申し訳ございません。

○議長（早樋 徹雄） ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山登美男） はい。7番。

60ページの観光費の中にですね道の駅頓原経常管理費、道の駅赤来高原経常管理費、どちらにもEV車充電器利用料という特に、利用料というのは歳出ですから、利用、利用料を払うと、財源の中に、特に、充電する人からの利用料を求めるということは想定してないというか、考えてないとこれを見る資料見る限りそうですけども、その辺のちょっと仕組みについてちょっと確認をしたいと思えます。

それとあわせて、観光費の中ではないと思うんですけどこれ、どこの課に所属かわかりませんが、昨年末ぐらいからいろんなところに、ちょっと簡単な充電器が設置されて

おりますけども、せっかくですから、あれはどういうことで設置されたものかということ、どなたからお答えいただければと思いますし、それが私見る限り、その駐車スペースとかに、充電用の駐車スペースとして、車をとめないでくださいみたいな表示は全くなくて、いつも普通の車が駐車されておって、いざ充電されたい方はなかなか難しいんじゃないかという、その辺何か考えておられることがあればお答えいただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 本間産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 番外。

両道の駅に計上しております E V 充電器の利用料ということでの質問いただきました。

もともとといいますか、話しますと、道の駅赤来高原の充電器が壊れておりました。何年でしょう、青いブルーシートをかけたような状態で、国道沿いになっておりまして、それを令和 5 年度に町のほうで設置をして、管理をしていくということで、当初は 500 ちょっと金額すいません、正確に覚えておりません。500 数万だったと思いますが、予算計上しておりましたが、いろんな国が E V 化を進める中で、なかなか進まないということで、民間企業のほうに国のほうから補助金を出すような制度ができて、飯南町のほうにも、そういったものを取り入れないかということでお話もありました。

そのような中で、何社かあったわけですが、一社を選定しまして、そこで、要は、飯南町の充電器ではなくて、その充電器を置いてもらって、それに対して町が 8 万 8,000 円の利用料を払うということでの契約になっております。

今までですと、町のほうへの収入というのはあったんですけれども、それに伴いまして電気料も町のほうで支払いをしておったりした関係で、実際の収益というものにはなかなか結びついてなかったんですけれども、このたび、今年度から、それで、すいません、赤来高原はそのような格好で直す、頓原につきましても、同じ時期に設置したものでして非常に故障も増えておりましたので、この際、令和 6 年度におきまして頓原、赤来新しいものが、令和 7 年 1 月ですけれども設置をしております。その管理費を 8 万 8,000 円計上しておるという状況でございます。前段の質問についてお答えしました。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

公共施設に今年度入りまして、普通充電器の E V 充電施設設備を導入しているという事例があります。これにつきましては広報の 12 月号に少し掲載させていただきましたが、

民間の事業者が補助金を活用して、そういった公共施設に設置いただいております、町の負担はございません。

今、料金はもちろん取ってですね、チャージいただくんですけど、今来島交流センター、ラムネ銀泉、琴引フォレストパーク、あとはこちらの本庁舎のケーブルテレビの横とあと頓原の交流センター付近にも設置いただいていると思います。

完全設置してからもまたですね周知のほうもしたいと思いますが、確かになかなかちょっと看板表示も、民間のほうを設置したところもあって、ちょっとわかりづらいところもあると思いますのでその辺は改善したいと思います。

また、利用者につきましては、恐らくスマートフォン等でそういった設置場所がわかるようになってると思いますので、不便はないと思いますが、その設備、施設がわからない方が駐車してしまうということもあると思いますので、その辺は、なるべくわかりやすく区別できるように工夫していきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山登美男） はい。7番。

それでわかりました。両方とも同じような施設そのものは民間のということで、結局その利用するのに料金が要るんじゃない、だからそれは、業者のほうへ直接入るということだということ、確認だけさせてください。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

失礼しました。先ほどの産業振興課の答弁にあります道の駅のほうと、今の普通充電器のほうは、民間事業者が全て徴収するということになっております。

○議長（早樋 徹雄） ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山登美男） はい。7番。

さっきの答弁の中で、駐車、利用されない方がわかりやすいようにという、利用されないというか充電する必要のない方が、そういう方はわからずにとめられるかもしれないということで、はっきりとこの場面は充電される方の駐車スペースですから、駐車しないでくださいということを、そのことを言われたと思うんですけども、明示のほうよろしく願いいたしますが、お答えだけ。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

利用いただく方と一般の方とですね、駐車ですね、駐車スペースの区分といいますか、明確にとめれる場所、とめれない場所というような形で、わかりやすいようにしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） ほかにありませんか。

それでは、ここまでのページについては質疑なしと認めます。

それでは、次に61ページの款、土木費、項、土木管理費から66ページの款、消防費、項、同じく消防費までで、質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） 5番。

それでは、62ページ、道路除雪事業ですね。除雪作業費、直営及び委託3,324万1,000円。ほぼほぼ、建設業者さんに委託されておるわけですが、まれに個人に委託される場合もありますが、今後個人への委託、作業をお願いするということは、あるんでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

5番議員のご質問にお答えします。除雪事業につきましては作業委託ということで、赤来地区については、ほぼ業者委託になっております。頓原地区につきましては、後藤建設、藤原建設、この2社にも委託しておりますが、そうでない部分については、個人の方をお願いをしてる部分がございます。

今後でもですね、この個人の方については継続してお願いをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） 5番。

その個人の方、何名が該当されるんでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

現在個人の方、現在10名の方、今年度10名の方に委託をしています。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） 5番。

初めて今人数をお伺いしてちょっとびっくりしたわけですが、10人で大体何キロぐらいの路線やられるわけでしょうか。ざっくり。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

5番議員から追加の質問をいただきました。この個人の方の受持ちのキロ数については現在手持ちで数字を持っておりませんので、本日のところはお答えができないところであります。また、お示ししたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） 5番。

なぜこういう質問、質疑をしたかということは、個人の方ですと体調管理がなかなかできないんじゃないかと。少ししんどくても雪が降れば出なくてはここの路線はあかないということもございまして、かなりそりゃ一個人の負担がかかるんじゃないかと思っています。

企業でしたら変わりの職員さんもおられるという状況の中で、人材のローテーションもきく、融通がきく可能性もありますが、個人への10名の方のお願いということは、かなりその中では体調のすぐれない日もあるかと思いますが、その点の管理はどのように考えておられますでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

5番議員の追加の質問にお答えいたします。議員おっしゃられるようにですね、個人の方、日々によって体調のすぐれないとき、そういったものも現実ございます。そうした場合は、近場のルートを受け持っておられるオペレーターの方に回っていただくか、業者のほうへ追加をお願いをさせていただいて、除雪対応をしていただくような体制を現在とっております。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） 5番。

高齢の方もおられるとは思いますが、できるだけ業者のところに。

○議長（早樋 徹雄） 高橋議員それは一般質問でやってください。

○5番（高橋 英次） わかりました。

○議長（早樋 徹雄） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

次に、66ページの款、教育費、項、教育総務費から74ページの款、予備費、同じく予備費までで、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

次に、75ページ、給与費明細書から最終84ページの債務負担行為に関する調書までで、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

これで令和7年度飯南町一般会計の質疑を終わります。

ここで休憩をいたします。本会議の再開は、14時15分といたします。

午後1時59分休憩

午後2時15分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

一般会計の5番議員の質問に、建設課長が答弁を求められて、発言を求められております。これを許したいと思います。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

先ほどの質疑の中で5番議員から除雪事業についてご質問ありました。その中で、個人オペが受け持ってるキロ数ということをお尋ねがありました。

個人オペが受け持っております総延長は91キロでございます。業者のほうは201キロの区間を受け持っていていただいております。町内全体、はい。

○議長（早樋 徹雄） それでは、一般会計を終えまして、議案第29号、令和7年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、議案第30号、令和7年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、議案第31号、令和7年度飯南町介護保険サービス事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、議案第32号、令和7年度飯南町病院事業会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、議案第33号、令和7年度飯南町簡易水道事業会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、議案第34号、令和7年度飯南町下水道事業会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、発委第1号、飯南町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。
なお、高橋英次議会活性化検討特別委員会委員長は、発言席までお願いをいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

なお、この発委第1号につきましては、委員会付託を行わず、最終日に討論採決いたします。

日程第3 委員会付託

○議長（早樋 徹雄） 日程第3、委員会付託をおこないます。

お諮りいたします。

本会議に提案された議案について、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれの委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

それでは、付託議案と付託する委員会名を申し上げます。

総務厚生常任委員会は、議案第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、議案第13号、14号、15号、16号、議案第18号、19号、20号、21号、22号、23号、議案第25号、26号、議案第29号、30号、31号、32号、以上26議案。

教育経済常任委員会は、議案第12号、第17号、第27号、第33号、第34号、以上の5議案。

予算特別委員会は、承認第1号、議案第24号、議案第28号、以上3議案。

以上のとおり付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

よって、以上のとおり付託することに決定いたしました。

これで委員会付託を終わります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で本日の議事日程を終了し、本日はこれにて散会をいたします。

なお、5日と6日は休会とし、本会議の再開は、7日午前9時とします。一般質問される方は本日午後5時までに通告書を提出をしてください。

ご苦労さんでございました。

午後2時22分散会
